

平成平成 29 年第 1 回設楽町議会定例会（第 2 日）会議録

平成 29 年 3 月 10 日午前 9 時 00 分、第 1 回設楽町議会定例会（第 2 日）が設楽町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

- | | | |
|---------|---------|---------|
| 1 今泉吉人 | 2 河野 清 | 3 金田敏行 |
| 4 夏目忠昭 | 5 金田文子 | 6 高森陽一郎 |
| 7 熊谷 勝 | 8 伊藤 武 | 9 山口伸彦 |
| 10 田中邦利 | 11 松下好延 | 12 土屋 浩 |

2 欠席議員は次のとおりである。

なし

3 地方自治法第 121 条の規定により説明のため会議に出席したものは次のとおりである。

| | | | |
|------------|------|---------|-------|
| 町長 | 横山光明 | 副町長 | 佐々木孝 |
| 教育長 | 後藤義男 | | |
| 総務課長 | 原田和久 | 出納室長 | 鈴木正吾 |
| 企画ダム対策課長 | 鈴木伸勝 | 津具総合支所長 | 佐々木一夫 |
| 生活課長 | 氏原哲哉 | 産業課長 | 澤田周蔵 |
| 保健福祉センター所長 | 滝本光男 | 建設課長 | 原田直幸 |
| 町民課長 | 佐々木輝 | 財政課長 | 大須賀宏明 |
| 教育課長 | 原田利一 | | |

4 議会事務局出席職員名

事務局長 鈴木浩典

5 本会議の書記は次のとおりである。

書記 芳山浩大

6 議事日程

日程第 1 諸般の報告

日程第 2 一般質問

1 金田文子議員

- (1) 設楽町の持続性を高めるために、首長の基本的な考え方を問う
- (2) H29 年度予算執行に係る行政組織のガバナンスを問う

2 夏目忠昭議員

- (1) あいち森と緑づくり事業の継続要請等について
- (2) 第 2 次設楽町総合計画（案）について

3 田中邦利議員

- (1) 「養護老人ホーム宝泉寮」の存続について
- (2) 広域観光と奥三河 DMO について

4 今泉吉人議員

- (1) 改正道路交通法に伴う高齢者の移動手段を問う

5 高森陽一郎議員

- (1) 私立宝保育園改築工事に対する町の補助金決定にいたる経緯について

6 河野清議員

(1) 3月4日町内民家火災・焼死事件について

会 議 録

開議 午前9時00分

議長 おはようございます。朝起きましたら、家の外、真っ白で雪化粧でございました。暑かったり、寒かったりという季節です。予算審議があります。健康に十分ご留意をなさって望んでいただきたいと思います。それでは本日の会議を開きます。ただいまの出席議員は、12名全員です。定足数に達していますので、平成29年第1回設楽町議会定例会(第2日)を開会します。

本日の会議を開きます。本定例会の議会運営並びに、本日の議事日程を、議会運営委員長より報告願います。

8伊藤 おはようございます。平成29年第1回定例会第2日の運営について、3月7日に議会運営委員会を開催し、審査した結果を報告します。日程第1「諸般の報告」は、議長から報告があります。日程第2「一般質問」は、6名の質問があり、受付順で、質問時間は答弁を含めて50分以内とします。以上です。

議長 ただいま、議会運営委員長から報告のありました日程で、議事を進めてまいりますので、よろしく願います。

議長 日程第1「諸般の報告」を、行います。「定期監査報告について」の報告をします。監査委員より地方自治法第199条第9項の規定により平成28年度定期監査報告が出ております。事務局で保管をしております。必要な方は閲覧をお願いします。

議長 日程第2「一般質問」を行います。質問は受付順とし、質問時間は答弁を含めて50分以内とします。でははじめに、5番金田文子君の質問を許します。

5金田 おはようございます。5番金田文子です。議長のお許しを得ましたので質問いたします。消滅可能性自治体というショッキングな指摘からどの自治体も各々の特性を勘案して、地方創生総合戦略をたて、本格的具体的に取り組む時期にあります。本議会初日に所信表明をお聞きしました。町長は「いかにこれからのまちづくりに向けて取り組んでいくか、(中略)すべての人たちで方向性について真剣に議論し、切り開いていかなければならない。新たなまちづくりに向けての第一歩となる新年度予算編成に取り組んだ。」と表現されましたので、未来を見据えた行財政運営を期待するものであります。そこで設楽町の持続性を高めるために、首長としての基本的な考え方を確認したいと思います。町長は28年度も29年度も予算案発表で、設楽町の身の丈という言葉をお使いになつていきますのでお聞きします。設楽ダム関連事業終了以降の身の丈にあった財務状況とはどんなものですか。それを創り出すうえで、今、留意すべきことは何ですか。時間の制約がありますから、町の現状などすでにお話いただいたことは省いて、身の丈にあった財務状況についてお考えを聞かせてください。

「みんなが主役の全員協働のまちづくり」は耳障りの良いはやりの文言であり

ますが、地方自治では当たり前のことです。施政方針の町独自の地方創生施策を実施にも必須ですし、第2次設楽町総合計画の下位計画の実効性をあげるにも欠かせないものです。しかし町民の皆様多くにはまだ実感されていないのが事実。主役であるという主権者意識が育まれるのは、主役イコール町民ということを実感できる具体施策の展開の中で時間をかけて浸透するものですから、前例踏襲の行政運営では実感されないことは明らかです。すべての人たちで議論し、町民が納得できる形でプラン実施計画づくりし、民間・町民との協働で実施されると解されるが、それでよろしいですか。そこで町長が「設楽町の玄関・顔」と称される現在進行中の道の駅清嶺と歴史民俗資料館（仮称）を例に、町民が主役で協働していこう動きだすであろう施策展開の工程を具体的にイメージできるように御説明をお願いします。

続いて平成29年度予算執行に係る行政組織のガバナンス、内部統制について質問します。まちづくりを進める担当所管が個々バラバラに取り組んでいても実効性は上がりません。これまでも行政職員がそれぞれの担当事業に真摯に向き合っている姿をかいま見てきましたが、全体として最適の方向に進んでいるか。職員自身がチェックできることが必要です。全員協働のまちづくりをうたいながら、上司や声高な物言いの人たちの顔色を伺い、自信が持てないような状態を生んではなりません。今後の予算執行に係る情報共有、行政組織としてのガバナンスは万全かお答えください。組織再編など、改革なさろうとお考えになっていることがあるのでしたら、お聞かせください。1回目の質問は以上です。

町長 おはようございます。それでは本日の一般質問に際しまして、まず金田文子議員からの特に町長に問うという内容のご質問でございますので、まず最初に私からお答えをさせていただきます。まず基本的なところで、この設楽町の持続性を高めるために、首長の基本的な考え方を問うということについてでございます。まずはじめに町政を進めるうえで、もっとも基本となる町民の暮らしですとか、また幸せにつなげていくために必要とされるいろいろな事柄、また多義にわたる課題、さらには将来の町のあるべき姿を思い描く中でこれに必要な政策を練り上げていくということとともに、一方ではこれの現実化を図るうえで根幹となる財政の現状をよく見極め、そしてこれを把握する中で施策を計画立案する。そして町民のための町づくりを進めこれを確実に実行してこれに移していくということ。したがってですね、こうした基本となる政策を創りあげるためには町民のニーズですとか、また望まれる要望、要件を把握をして、計画に取り入れていくこととあわせて、よりよい町を形成するためにこれに付随する必要な諸施策に取り組んでいくことが重要なことというように、まずは基本的に考えております。

次に身の丈にあった財務状況とはということでございますが、設楽町の財政状況を現況と中長期にわたって推移をし、またこれを把握する。そしてその実態にあった政策方針と事業推進等を図るために、こうした状況を推移する中での財政力に見合った運用を図ることを原則として、過度な財政負担を生じることのないよう、これを見定め、これに基づいて進めていくことというふうに思っております。

次に「みんなが主役の全員協働のまちづくり」、民間と町民との協働の進め方についての御質問でございますが、今回の新たなまちづくり計画、いわゆる第2次総合計画の策定にあたりましては、今回の策定業務に限らず、従来からも特に

町民の皆さん方の御意見をお聞きする。そしてこの意見を尊重し反映をすることと、またこれをまとめていくためには、町民を代表する方たちが直接策定委員として参画をしていただき、そして多くの方たちの考え等を反映していただくことを主眼において、町職員とともに計画を作り上げたところでもあります。そして官民共同でこの作業にあたっていただいた成果として、この計画を今回創り上げたものでもあります。今後、これを進めていくにあたって、町民の皆さんと共に協力をいただきながら進めていくこととしているところであります。

次の御質問のなかにあります。道の駅清嶺、また歴史民俗資料館建設についての町民との係わりについてでございます。ご承知のように、清嶺地区へ建設計画を進めておりますいわゆる道の駅、この道の駅というのはまだ現在は、我々が仮定というか目標として位置づけておるところでございます、その整備をしていって運用するにあたっては、改めて関係機関にこの道の駅の承認をいただく。こういう作業がこれからあるわけですが、俗にいわゆる道の駅、こうしたスタイルのものをこれから整備していく。それと並びに歴史民俗資料館の計画を進めていこうということについてでありますけれども、まずこの建設に位置づけた根幹となるものは、設楽ダム建設計画を受け入れる際の諸条件の中に位置づけた水源地域整備計画、これの一環として、この歴史民俗資料館の建てかえが承認された。そこでこれによって、この事業計画に基づいて進めることとして、この建設場所を多くの方たちにみていただきたいと。これは文化財保護新議員の皆さん方の御意見もあるなかで、こうした希望を取り入れる、そうした思いのなかでみんなに見ていただきたい場所ということで検討して、その結果として国道 257 号線沿いの清崎地区、ここへ整備しようというふうに至っているところでございます。またこの道の駅につきましては、この歴史民俗資料館の建設計画を提示したおりに、議会の中からもこの施設だけでは地域の活性化ですとか、また雇用の場としては機能不足ではないかという御意見もいただきました。こうしたなかで改めてこうしたことを取り入れるということで、この同一場所へこうした集客施設を併せ持った計画として検討することが必要であるというふうに判断をした結果、あらためて物販、食の提供ができる。また情報等を共有できる施設として、このものを整備するというふうにした経緯があります。この施設整備を進めるにあたりましては、建設地となる清嶺地区の方々をはじめ、既存の物販経営をされてみえる方、そしてまた町内で新たな取り組みに参加していただけると思われる方たち、さらにはこの施設を利用して運営をしていただくための地域組織の立ち上げをお願いする方たちを対象として説明会を開催をさせていただいたところでもあります。その後、具体的な施設基本計画を創るために、こうした方たちの御意見を取り入れるなかで先日お示しをさせていただいた道の駅構想を提示をさせていただいたところでもあります。しかしこの計画に対し関係する地域の方たちから内容等に検討の余地がある旨の御意見が出されました。そして現在こうした方たちとの意見調整を進めようとしているところであります、新年度着工までには意見統一を図り御理解をいただいたうえで事業を進めていくことと考えております。こうしたいろいろな状況があるなかであくまで地域の方たちとの意見集約を尊重し、これについての調整を図ったうえで多くの皆さんの御協力と御理解のうえで、この事業を進めていくことが肝要であるというふうに思っているところであります。

次に行政組織のガバナンスについてであります。御質問の組織再編につきまし

ては、いままでに平成 26 年度から 28 年度にかけて機構改革を進めて行ってきたところでもありまして、その後まだ現在に至るまでの間がありませんので、拙速な判断はできないということで、現段階では具体的な再編計画を考えているところではありません。しかしながら今後におきまして、町政いろいろな課題を多義にわたってこれを進めていく中で、複数の課に関わる政策を円滑かつ機能的に遂行するためには、それぞれの担当課で執行する施策を総合的に調整、協議する場を積極的にこれを設けて、組織及び職員間の横の連携を緊密にすることが重要であるというふうにも考えているところでありまして、今後こうした場を設けてまいりたいというふうに考えております。

以上、私からのお答えとさせていただきますが、なお私のこの答弁と併せまして詳細につきましてはそれぞれ担当課長からお答えをさせていただきますので、お願いをいたします。

財政課長 それでは財政課のほうから、設楽ダム関連事業終了以降の身の丈にあった財務状況とはどんなものかについてお答えいたします。

身の丈にあった財務状況とは、すなわちそのときの歳入に見合った財政運営をするということでありまして。基金の取り崩しや起債にできるだけ頼らない、歳入と歳出が均衡した財政状況であると考えます。設楽ダム関連事業終了以降では、大規模な普通建設事業の予定はありませんが、設楽ダム関連事業により整備されました施設の維持管理費用が発生します。これについては、完成した施設等による新たな経済効果まちおこし効果などを踏まえつつ、維持管理をいたします。また老朽化した既存の公共施設の維持管理費用の増加、さらには統廃合に係る経費の発生も予想されます。義務的経費は当然賄わなければなりません。普通建設事情費や積立金等の任意的経費については、時の歳入の状況によって任意に削減するなどの財政運営をするよう調整することになります。

つぎにそれを創り出していくうえで、今留意すべきことは何か、についてです。地方交付税や税収は今後の人口減少に比例して減少することは間違いありません。歳入については人口減少を抑制し、地域活性化による経済効果を創出することが大切であり、今後、設楽ダム関連事業で整備する道の駅清嶺や歴史民俗資料館、道路、住宅、下水道等を地域振興に効果的に活かす方法を検討することが必要と考えます。これらを含めた公共施設の維持管理費用について、負担の公平性の観点から受益者負担の適正化も必要と考えます。歳出については、予算編成方針に掲げた柱である「最小の経費で最大の効果を上げる事務執行」「基金の取り崩しに頼らない単年度収支均衡予算」「普通交付税の合併算定替え特例の5年間の経過措置が終了した平成 33 年度の財政水準を見据えた選択と集中による事務事業の再編」を推し進めることにより、財政の健全化を図りつつ、効果的に住民サービスを行うことが大切と考えます。また住民サービスが落ちることのないよう、財調、減債、公共施設等総合管理の各基金について、将来の設楽を支える世代のために可能な範囲で積み立てていくことも必要と考えております。以上です。

企画ダム対策課長 2つ目の「みんなが主役の全員協働のまちづくり」特に民間町民との協議の進め方についての考え方について説明をさせていただきます。

まちづくりを進める基本的な考え方として、まず住民の意見を幅広く聞いて町の施策に活かしていく手法は、当然のことと認識をしております。そして第2次設楽町総合計画の6つの行動指針の最初に位置づけたのが、「みんなが主役の全員

協働のまちづくり」であります。策定仮定の中で、各産業、各分野から選出された24名の委員の皆さんで審議会を構成し、策定完了までに6回の審議会を重ねてきました。さらに町職員と審議会委員が6つの分野にわかれてそれぞれ議論をしたよる部会を5回、また計画期間10年より先の将来を見据えた考え方や、基本構想、基本理念など根幹的な部分を議論する未来検討部会を6回開催してきました。この審議会のほかに、町内2中学校の生徒から意見を聞いた「中学生会議」と女性の視点から議論を行った「女性会議」を開催いたしました。これら審議会、中学生会議、女性会議で幅広い方向から議論を交わし、意見をいただいて今回の計画策定進めてまいりました。

分野別行動指針の1つ目にあります「みんなが主役の全員協働のまちづくり」の中に、施策の方向性の1つとして、住民自治の活性化として、特に移住定住対策を中心として4つの地域で進められている活性化協議会をさらに発展させ、地域の実情や課題解決に取り組む小規模多機能自治組織として活動できるよう支援するという目標を定めております。また協働のまちづくりとしては、1つ目誰もが行政と関わることができる機会の拡充、2つ目まちづくりに関わる雰囲気づくりや意識づくりをつくること、3つ目まちづくりや施策に関して住民の声を活かし情報発信を広げていくこと、を掲げております。

金田議員が言われる「すべての人たちで議論し、町民が納得できる形で実施計画をつくり、民間・町民との協働で実行される」ということが全員協働のまちづくりという主旨は施策実施の1つとして理解できますし、住民と行政が同じ方向に向かって協力し合いながらまちづくりを進めていくということが、肝要だと考えております。以上です。

産業課長 それでは金田議員の御質問の中で協働の進め方についての考え方につきまして、道の駅清嶺・歴史民俗資料館整備の経緯をふまえつつ、お答えさせていただきます。

まず基本設計が7月に終了しましたのを受け、9月から実施設計へと入りました。実施設計に入るにあたり、議会の皆様を引き続き、住民の皆様、特に地元清嶺地区の皆様に対し敵本設計の説明会を開催いたしました。説明会には地元清嶺地区だけでなく、町内各所幅広い世代の方々が御出席され、道の駅に対する期待の声が聞かれた一方で、不安の声も多く聞かれました。その後、地元清嶺地区の区長様、若手融資の皆様から道の駅清嶺の整備に対する要望書が提出されました。要望書の具体的な中身についての説明は、この場では省略させていただきますが、住民の皆様を要望書の提出へと駆り立てたのは、昨年度、町で進めた移住定住の議論の過程で地元組織が立ち上がり、地域と行政が一体となってまちづくりに取り組む機運が盛り上がったにも関わらず、従来どおりの行政主導で道の駅の整備を進めたことに対する強い違和感であったと聞いております。ちなみに現在、道の駅は雨後の竹の子のごとく、全国各地で整備されていますが、この奥三河だけでも6箇所あり、当町も含め今後さらに2箇所で整備される予定です。そうした中、各地では特色ある道の駅の整備に向けて知恵を絞り出しているのですが、その中でも先進的なのが、設計前の段階から道の駅に関する住民のワークショップを開催し、整備を進めている隣の県の事例がございます。この道の駅の取り組みは国にも評価され、設計前にも関わらず、国交省が重点的に支援する重点道の駅に選ばれました。このようにかなり早い段階から住民の意見を取り入れて

計画などを策定する手法はソーシャルデザインと言われ、住民の参画意識及びモチベーションの向上、人材育成の面からも持続性のある事業を生み出す地域活性化の手法として注目されています。実際、当町近隣で整備される予定の道の駅でもこの手法を取り入れるようで、道の駅に限らず施設整備におけるソーシャルデザインの思考は今や時代の潮流とも言えます。こうした例を踏まえますと、残念ながら、今回の道の駅整備において協働やまちづくりといった思考は皆無でしたと言わざるを得ません。しかしながら説明会を開催した結果、要望書が出され、現在地域住民の皆さん、若手層が主体となって、みずから手で道の駅の運営組織を作ろうと動いております。町としましてはこの動きについて施策を点でなく線でつなぐものとして、今までにない当町におけるまちづくりの新たな潮流として捉え、この動きを地域の活性化につなげるにはどう対処すべきか検討いたしました。とりあえず年度予算を繰り越した実施設計期間の延長による地域の皆様の意見の事業への反映という結果に落ち着きましたが、ソーシャルデザイン、協働の考え方からすれば十分とは言えません。

要望書が提出された後の状況ですが、若手有志が中心となって議論を重ね、まず若手の意見を取りまとめ、区長の皆さんの同意を取り付けた後、この3月にはより多くの地域住民の皆様を対象とした意見交換会を開催する予定です。その場で地域住民の大方の意志意向と道の駅運営組織のあらましを固め、町また関係事業者との協議に入り、具体的な運営組織を組み立てていく段取りとなっております。

先ほど申し上げましたとおり、まちづくりにおいてこれまでにない貴重な動きであることから、担当課としては可能な限り議論の推移を見守り、地域の皆様から出された提案等についても真摯に対応していきたいと考えております。当町の協働のモデルケースとなるか否かを判断するにはまだ時間がかかりますが、これまでになかった動きとして大切にしていきたいと考えております。以上です。

総務課長 それでは行政組織の再編に関するということで、内務的なこととなりますので、私のほうから内容及び考え方についてお答えさせていただきます。

それでは先の機構改革の状況について申し上げます。平成26年4月に税制と財政を一体化し、効率的な財政運営を図るため、税務課に総務課の財政全般を組み入れ財政課とするとともに、津具総合支所の管理課に住民課を統合しました。また喫緊な現実的な課題に対して集中かつ特化して幅広く対応するため、総務課内に消防防災室、企画課内にまちづくり推進室として、それぞれ課内室を設置しました。引き続き平成27年4月には設楽ダムに係る水源地域整備計画、ダム湖周辺整備事業の円滑な推進が求められることに伴い、弾力的な組織運営を図るため、ダム対策室を廃止し、より総合的な地域づくりの視点に立脚して、企画課で所掌することが最も機能的かつ効率的であると考え、企画ダム対策課を設置して現在に至っています。なお昨年4月には、地方創生総合戦略の中心である移住定住対策のワンストップ窓口としてまちづくり推進室を移住定住推進室に改称しています。また機構改革に関連しまして、専門的分野において町内の人材を活用するため、新たに介護認定調査員及び窓口事務員を設置しました。今回の機構改革は、課の細分化するのではなく、組織としてのスケールメリットが発揮できるよう、課の規模をある程度に揃えましたので、全体的には機能的に運営されているものと考えています。

町行政は、庁舎内の個々の組織がそれぞれの所掌事務における取り組みを通して、住民福祉の向上や豊かで生きがいのある暮らしを体感でき、めまぐるしい時の流れに即したまちづくりを展開するものでありまして、そのためには組織機構内で目指すべき方向性を一つとして互いに連携しながら情報を共有するとともに、機能的な組織として合意形成のうえ迅速に意思決定しなければならないものと認識しています。一方では〇〇課といった縦割りの組織においても、各々の課で組織目標を定め、職員が共有し、組織として施策を展開しつつ、役場全体でまちづくりに向かって一体的に取り組むことこそが、ガバナンスの推進に繋がるものと思います。現在も課長会議や各種調整会議、本部員会議、プロジェクト会議等、いろいろな機会を通して課題を認識し、協議して進めています。今後も移住定住政策など、複数課に跨ぐ課題、施策等を円滑に対応するため、よりいっそう組織、職員間の横の連携を緊密にし、住民の皆さんが幸せを享受できるまちづくりに向かって総合的に取り組んでいくことが必要であると思います。以上です。

5 金田 ちょっと御答弁の感想を言わせていただきます。皆さん立派な御答弁なんです、具体的であまりなかったなという感想を持ちます。今までと同じだったなという感想を持ちますので、1点、産業課長さんが住民協働というような方針にあってなかったというようなことを率直に分析されていましたので、非常に好ましい分析だなと思いました。それは納得のいく分析だなと思いました。それが御答弁を聞いた感想です。

それでは再質問させていただきます。具体的な財政運営のために国から中期的な財政収支計画を求められていると承知しています。設楽町はまだ未策定と聞いていますが、29年度予算の性質別歳出では人件費扶助費など、職員の負担や住民の生活に直結する義務的経費が少しずつ削られています。減らすことの難しい費目で努力のあとが伺われますが、職員の士気が下がったり、町民の福祉の低下を招いては困ります。言葉で幸せを、皆の幸せをと言っていたいただいても、具体的なところで実感できるようなことをお願いしたいと思います。一方、投資的経費、予算の説明書にありました投資的経費、繰り出し金などが増えています。町長は今後の財政運営について、どこをどう改善すべきとお考えですか。具体的に。どんな指導をされていますか。

それから道の駅・歴史民俗資料館については、要は住民との対話が十分ではなかったというふうに聞き取れました。で、今計画を練り直していただいているというようなことかと思いました。住民から出された意見がどこまで反映されるのか。ここらへんがはっきり、返しがないのでわからないのですよね。何についてこういうふうに意見をいただいたのでどうしますということがないので、わからないのです。それで検討の余地があると、先ほど御答弁がありました。ちょっと待ってというかな、住民の方々、若手の人たち中心、あるいは区長さんたちが要望を出されたと聞いて、この場では差し控えると仰いましたが、何が根本的にいけなくて、待ってと言われたのか、教えてください。

それからこの計画の所管については、資料館は教育委員会、道の駅は産業課、まちづくりには企画ダム対策課など、ばらばらにみえます。総合的に指揮をとるのはどこなんでしょうか。それから若いグループの方々とか、住民の方々の運営組織などを、これから対話してよく練って行って、その御意見を取り入れた計画を練り直している最中だそうですけれども、それにあたるのはどういう部署の人

たちですか。プロジェクトチームでも組むのですか。

それからこれはまったく公的な話ではないのですが、町民の方々からお聞きしたことです。隣接する営林署の土場を買うとか、買わないとかというのはなしも耳に入ります。これもその計画に入っているのですか。住民意見の反映、統括する所管、営林署土場の3点についてお答え願います。

財政課長 冒頭の質問にありました義務的経費を削減して投資的経費が増えているという話であります。まず人件費については29年度の職員の数によって見込みをたてておりますので、決して職員の人件費を削ったというわけではありません。課長級の退職があつてですね、新規採用の職員の見込みとか、そういうものを含めてたてておりますので、給料を減らしたという、そういう予算ではありません。それから扶助費についても人口が減っておりますので、29年度見込みの扶助費の対応する人たちということで、決してこれは扶助費も削っておるわけではありません。投資的経費は、予算のあらましの6ページのほうにも書いてあるのですが、29年度は歴史民俗資料館とか道の駅清嶺とか、そういった大事業がですね、投資的経費が非常に大きな数字になっておりますので、これは同然増えるということでもあります。ですので、議員がおっしゃったことはちょっと違った考え方だと、私は思います。決して予算は義務的経費を削るものではございません。以上です。

副町長 今、道の駅とそれから歴史民俗資料館を、清崎地区で建設を目指して今造成等始めておりますけれども、その統括する部署ということでございます。まずはそれぞれ歴史民俗資料館につきましては教育委員会、仮称ですけれども道の駅清嶺につきましては産業課で統括して事務を進めております。それぞれバッティングする部分もでございますので、教育委員会それから産業課の中で建設に向けての打ち合わせは密にしております。またその中で、これから全体的にですね、設楽町の、たとえば観光とかいろいろな産業振興につきましては、いろいろな部署が関わってきますので、それは課長会議やあるいはいろいろな会議の中でいろいろな情報を共有しながら、皆さん方同じ思いです、事務を進めていくし、そういう方向でいきたいと考えております。

それから営林署の土場の件でございますけれども、当初営林署の土場というような話も、歴史民俗資料館の時には想定にはございました。なかなかその中で営林署のほうからですね、なかなか色よい返事がなかったというようなこともございまして、現在の場所を選定をさせていただいて、事業を進めさせていただいてきております。その中で、営林署のほうからまたその土地を購入したらどうかというようなお話もございました。これについてはつい最近でございますので、それについては2ヘクタールというかなり大きな面積でございますので、それを購入して、そこを利用していくというためには、その全体像を描かなくてはなりません。今の段階では道の駅と歴史民俗資料館は造成したところで今整備を進めておりますので、もう少しいろいろなことで具体的になってくれば営林署の土地を買うというようなことも、頭の中に入れる必要があるかなとは思っております。また営林署のほうからもですね、売却にするに際しては設楽町の方の意向も最初に聞くというようなお話を聞いておりますので、そういうことも含めながら、まだ具体的なものがないので、そうした具体的なものが上がってくればですね、またそれに対応していきたいなと思っております。

産業課長 要望書の提出のきっかけというのは先ほど申し上げたとおりの理由でございましたけれども、その内容の中にはやはり運営組織が立ち上がってない段階で実施設計等を進めていったことに対する要望等がございました。また今地元の皆さんの中ではいろいろな意見があると思いますけれども、いろいろなことはあまりあっちもこっちもということではなくて、しっかりと意見を集約したうえで皆さんの同意を得たうえで、私たちとまた協議に入るということを聞いておりますので、あれもこれもというようなことは出てこないと思いますけれども、ある程度の的が絞られた要望等が出てくるものと思っています。決して地元の皆さんいろいろな話をさせていただいているのですけれども、道の駅そのものに反対ということではなく、むしろ期待されているということですので、われわれも皆様の要望にはできることは応えていきたいと考えております。以上でございます。

5 金田 行政の運営の特徴なのかもしれませんが、「中身がよく決まっていない」「検討していきます」「連携していきます」という言葉はいつもいただくのですが、それが一般住民の側にみえてこないのですね。そういうところ、先ほど町長さんは、情報発信をしっかりとしていくというようなことをおっしゃいましたが、具体的にどういうふうに情報発信していらっしゃるのかというかなんかというようなことが、心配ですし、わかりません。それから運営組織というのは、どういうどこまでの運営をする組織なの。中にレストランが入るの。たとえば野菜の売り場が入るの。って。そうすると、今までの、先ほど課長がおっしゃったようなありきたりなとか、五万とある道の駅と大して変わらないということになるのですが、そういったもっと斬新なとか、ほかにはないみたいなものを作るためのような運営組織を作っていこうとしていらっしゃるのか。とにかく住民の方の要望を聞いてやりますと言っておれば収まるというか、そういうことになってしまうのですが、腹を据えて行政がやっぱりファシリテートしたりしていかないといけないと思いますので、そこらへんのところしっかりお聞きしたいなと思います。やっぱり案を作っていく。皆を結びつけていくのは行政の方々ですので、黒子としての働きがすごく重要になってきますので、もう少し町民にわかるようにしていただきたいなというように思います。それでは時間がもうきてしまいましたので、ざっくり言って建設ありき、計画ありきではだめで、もういっぺん蒸し返されたりしないように皆でよく話し合い、それが合意形成されたことをちゃんと皆に伝わっていないと「わけわからないや」ということになってしまうので、伝えるというところを特に重点においていただきたいなという感想をもちましたので、この点についてはいかがですか、ということをお伺いします。

ではガバナンスについても一度質問します。今までの御答弁で、町民の皆様との対話が一番大事だということがわかりました。今設楽町では、高齢者まちづくり会議という高齢者まちづくりという言葉や観光まちづくり戦略会議というような観光まちづくりという言葉や、いままでの御答弁にあったような地域別のまちづくりというような、移住定住を中心とした地域別のまちづくりというような、まちづくりという言葉が多用されています。設楽町全体として最適なまちづくりとはなんでしょう。本当にこれ皆で議論して、皆がちゃんと理解して同じ方向に向かって進んでいけるようなことをしていってもらわなければいけないのですが、これをこれからまだ皆で議論していくのですね。そこのところを抑えます。

それからちょっと細かくなりますが、物件費、維持補修費、補助費など、それ

から投資的経費などは財政健全化のうえで要注意事項が多く含まれます。民間の活用といっても外部委託、賃金などが増加すると物件費も上昇し人件費削減効果は消えてしまいます。維持補修費は、橋の5年ごとの点検補修が義務づけられましたし、道路公共施設などにもますます必要が高まる費目です。普通建設事業や繰出金が今後も増えていくと、交付税収入が大きく減る33年度以降は厳しい財政運営を迫られるということが御答弁でもあったとおりです。それに具体的にどういふふうに対応していくのかなというところがよくわからないのです。そのときになったら考える的なところしか未だにまだ伝わってこないのです。これは財政課の問題だけではなくて全職員が理解してしかるべきことですが、職員の皆さんには本当に若い人たちにまで共通理解されているのでしょうか。ここの点も確認いたします。そしてリスクに対するリスク管理がきちんとできているのがガバナンスだと思いますので、行政組織としてのガバナンス、それについてももう少し詳しくお答えいただけるとありがたいと思います。つまり私はいくたびかのヒアリングで職員の皆さんにはもっと伸びる。つまりもっと財政通、政策通になる潜在能力があると感じます。ですから小さい町だからこそできるガバナンス改革で、町の持続性が高まると推察します。そうすれば現在のような一点査定というか、事業ごとの予算査定でどうしても縦割り行政になりやすいところから脱却して、担当課を横断したプロジェクトや担当部局への枠配分の予算編成へと発展していけそうです。町長どうですか。内部統制の変容についてのお考えはいかがでしょう。

町長 いろいろ金田文子議員の思い入れまた納得のできない部分、また我々行政として今町が進めていこうとしている考え方に御理解が、まだまだされない部分が多々あるのかなという感想を持ちました。情報発信どうしていけると、こういう話ですが、今言う新しい道の駅構想ですとか、整備、そうしたものを進めていくについては冒頭申し上げたようにですね、基本的に考え方としてはやはり官民一体、町民の皆さんの御意見等を尊重しながらそれを最優先にしてまとめ上げていく。そして将来にとってよりよいものとなるように作り上げていくのがお互いの望んでいることであるし、そういう方向を目指して進めていくことを原則として考えております。情報も広報誌等でお伝えをしながら、また特別こういった事業を起こす中で、その経過報告ですとか、そういったことも機会があるときに皆さんに理解ができるようなお伝え方をして、広く回覧等でお伝えをすることも必要かなというふうには思っております。

それとガバナンス的なことなんですが、組織を運営していく中でお互い目指す方向、町全体で職員が一緒になって方向性を見定めて、そこを目的に業務を進めているわけですが、やはり縦割り行政の中で、自分たちの枠の中でしか物事を考えていかないということになると、町全体としてのバランスがとれないという部分は心配をする懸念があるわけですが、今後そういうことがないように申しあげたように、お互い情報、横の連絡等が密に取れる。そういった体制を作りながら方向性を定め、皆で理解がされるような体制を整える中で、お互い意識を高めそういった組織として運営をしていくことに集中して努めていきたいというふうに思っております。以上です。

議長 時間がきましたので終わります。答弁を含めて50分ですので、答弁をする時間も含めて計算をして質問をしていただきたいと思います。以上で金田文子君の

質問を終わります。

議長 次に4番夏目忠昭君の質問を許します。

4番夏目 それでは議長のお許しをいただきましたので、私のほうから2点ほど登壇にて第1回目の質問をさせていただきます。1番目は、あいち森と緑づくり事業の継続要請等について。2番目は、第2次設楽町総合計画（案）についてということです。

1番目のあいち森と緑づくり事業の継続要請等について。愛知県のこの事業は、森と緑の持つさまざまな公益的機能の発揮のため、平成21年度からあいち森と緑づくり税を導入し、その税収等により森林、里山林、都市の緑を整備保全するため開始された事業でございます。その事業計画期間は、平成21年度から30年度までの10年間です。28年度までの設楽町の事業実績は、①人工林の整備、間伐ですね。それから②環境活動・学習の支援、③愛知県産木材利活用推進実施町の事業で多大なる恩恵を享受してきました。しかし平成29年度は、9年度目となり、愛知県へのこの事業の継続要請について、執行部としてどのように考えているのかをお聞きします。

2番目、第2次設楽町総合計画（案）について。本計画（案）については、本年の2月21日の議会全員協議会で説明を受け、同時に「仮称ですがダムインパクトビジョンの実現に向けて・設楽ダム周辺整備基本方針及び基本計画（案）」についても説明を受けましたが、その内容についてお伺いいたします。総合計画（案）の18ページ、4のまちづくりの基本指標では、平成38年の設楽町人口を4485人、平成52年は3800人と想定しています。その根拠は毎年夫婦・子供3人の10世帯を移住・定住させるという政策になっています。私は昨年12月議会において、「町総合戦略の将来3000人の町を町民の皆さんは望んでいません。空家活用移住定住政策に加える新たな政策による設楽町活性化を望んでおります。あればその内容を聞きます」と質問しましたが、新たな政策の表明はありませんでした。しかし今回のダムインパクトビジョンでは、さまざまなハード、ソフトビジョンによる雇用の創出が記載されております。特に51ページの山村都市交流拠点施設では年間を通じて、最大200名程度の児童が1～2泊できる施設になっています。このような雇用の創出をなぜ人口ビジョンに反映させなかったのか大いに疑問でございます。その見解をお伺いします。これにて本壇での第1回目の質問を終わります。

産業課長 それでは産業課から、あいち森と緑づくり事業の継続要請等についてお答えさせていただきます。本事業につきましては、夏目議員からもありましたように平成21年度から始まり30年度までの10年間の計画となっており、今年度が8年目となっております。このあいち森と緑づくり事業では、今まで町内での活動として人工林の整備、間伐でございますけれども、これが1,659ha、環境活動・学習の支援が延べ32団体、愛知県産材木材利活用推進としまして、間伐材の搬出補助や町立保育園などに14基の木製ベンチが整備されました。間伐につきましては、本町のスギ・ヒノキの人工林15,292ヘクタールの内、16年生から60年生までの要間伐林が8,542ヘクタールで約56%を占めております。単純に平均すると、年間約570ヘクタールの間伐が必要となりますが、毎年の実績は平均すると約450

ヘクタールと、まだまだ間伐がされていない森林が多く残っているのが実情で、それらを進めるためには本事業の継続は必要不可欠であると考えております。県からは来年度に事業の継続等についての検討を行うと聞いておりますので、そういった県の動向も踏まえながら郡の町村会、郡の議長会や北設林材業協議会などの林業団体とも協力して、事業の継続と拡充について要望活動を進めたいと考えております。以上でございます。

企画ダム対策課長 それでは2つ目のダムインパクトビジョンの山村都市交流拠点施設での雇用創出を人口ビジョンになぜ反映させなかったかという御質問でございます。

平成28年3月に策定をいたしました設楽町人口ビジョンにおいては、子育て世代の移住、年間10世帯というところを目標に2060年で3000人を目指すということをしております。人口ビジョン策定時には、現状把握をしっかりと行ったうえ施策実施を図ったうえで、人口減少率を徐々に低くして3000人を確保しようというものであります。今回策定をいたしました設楽ダム周辺整備基本方針及び基本計画案で、山村都市交流施設というのは平成20年に愛知県が設楽町へ回答した建設同意に係る確約事項を前提として、設楽町が回答として受け取った事項であります。ダム残土受入地を利用した平地に下流市が事業主体で整備するもので、本計画に記述されている内容は、平成28年5月、設楽町から下流市へ提案しているという内容でありますので、実施の段階にいたるまでには事業主体の下流市と協議をしながら進めていく必要があります。この雇用確保の数値化ということは、人口ビジョンの策定時には反映できない不確定要素の部分であり、今回の人口ビジョン策定は若者の移住定住対策全般からみた推計目標となっております、個別の雇用創出策を反映されているというものではございません。以上です。

4 夏目 最初にあいち森と緑づくり事業の継続要請等についてをお聞きします。今、産業課長さんお答えもらったとおりですね、当初の愛知県のほうの事業の内容については、森林整備ということで間伐等を行います。その対象林がですね、全部で15,000ヘクタール。その場合に奥地と公道、国県道または林道から300メートル離れたところを奥地と定義されておりますが、これが10,000ヘクタール。そして公道・河川沿い等、これは先ほど言った国県道または林道から100メートル以内の中で、山林としての立地条件が悪いところを選定して、それが5,000ヘクタール。あわせて15,000ヘクタールを事業対象林としてなされております。先ほどの課長の御答弁ですと28年度までに1,690ヘクタール、これが整備されたということです。これはまだ奥地だとか、それから公道・下線沿いの内訳は聞いておりませんが、まずこの1,690ヘクタールの中で設楽町分が公道いくつ、それから河川沿いがいくつかと、こういうことの内訳をまずお聞きします。これが1点目。

そして設楽町分でございますが、先ほどの15,000ヘクタールの内訳の中で、奥地林が10,000ヘクタールですけれども、その奥地林が設楽町は40ヘクタール。そして公道・河川沿い5,000ヘクタールの内、設楽町分が890ヘクタールと、こういう数字をいただいております。したがって先ほど設楽町分1,930ヘクタールの中の1,690ヘクタールが28年度までにだいたい達成されるであろうとなりますと、約270ヘクタールが残っております。であと29年度、30年度では、先ほど言ったようなことで270ヘクタールならば年間400ヘクタール以上ですので、ほぼ達成できると、こういうふうに思っておりますが、そのへんの解釈、先ほど

申しましたように1,690ヘクタールが奥地と公道・河川沿いの内訳をまずお聞きし、そしてこれが30年度までにすべて完了できるのかどうか。この点をお聞きします。これが1点目。

そして先ほどの中であいち森づくりのほうの事業継続と事業の拡充を検討されているということですが、その拡充という言葉の中にどのような、要するに県への要望があるのか。そのへんをまずお聞きします。以上の2点です。

産業課長 一番最初の、奥地10,000ヘクタール、公道5,000ヘクタール、計15,000ヘクタールにつきましては、10年間の県全体の面積でございます。その内、設楽町の10年間の計画が奥地が1,040、公道が890の合計1,930ヘクタールで、現在28年度までの実績見込みでございますけれども、設楽町の場合ですと、奥地が917ヘクタール、公道が742ヘクタールで、それぞれ進捗率につきましては、奥地が88%、公道が83%となっております。29、30年度で達成ができると考えております。あと拡充等の内容につきましてはですが、前回、5年前に一度5年計画でできる評価等が行われましたけれども、その時の要望の内容としまして、奥地の300メートルと公道沿いの100メートルの間伐をしてほしいとか、そういった面もございました。ただこれから今までの計画に対する実績を踏まえたいうえで、どれだけの対象林が300メートル以上のところにあるのですとか、いろいろなことを検証したうえで、新しい拡充の内容というのは、これから考えていくものだと思っております。以上でございます。

4夏目 5年前の議論、私のほうも承知しておりますので、今その答を聞いて納得しましたが、要するにこのあいち森と緑づくり事業、これがですね、当初どのような形になるのか、心配したのですけれども、設楽町の中でも、それぞれのところをみてみますと、たとえば安沢の坂あたりでもやられたところもございまして、津具のほうに行くところもございまして、その公道沿いのほうへやられますと、ものすごく間伐したあとがですね、明るくなって、間伐したなど。美林があらわれたなどこういう実感がもてる事業でございます。なおかつですね、そういうことをしますと山全体の明るさがその公道沿いでは確認できますので、観光資源としてもこれは成り立つのかなあと、こういうような感覚もぼくは持っているわけですが、問題は10年間で15,000ヘクタールをした場合に、先ほどの産業課長の答弁ではございますが、公道沿いから100メートル、これについてはほとんど設楽町内はできあがったと。あと、奥地林、公道から300メートル以上の奥、これについてはこれからたくさんあるということのようです。ただ問題は、公道から100メートル。これが公道という定義の中で、そして奥といいますと、公道から300メートルでございますので、その100メートルと300メートルの間の、200メートルまたは300メートル未満のもの、面積がですね、どの程度あるのか。そのへんの把握はされておるのでしょうか。まずこれが第1点ですね。これをぜひ愛知県の中で含めてやっていただいて、今まで100メートルできられておって、私の山林は100メートルに入らない、10メートルほど足りないけれども、それならば今度何とかですね、対象林へしてほしいという要望もあると聞いておりますので、そういうような所をまず把握していただいて、どの位の面積があるのか、そしてそのような面積をもって、県の方にこの100メートルと、100メートル以上300メートル未満の200メートル間をですね、ぜひあいち森と緑づくり事業の、なんと申しますか、対象林の中に含めて欲しいということの要望はされて欲しい

と思います。

それからもう1つはですね、奥地となります、相当これありますけども、奥地林の中でも、少し調査してみますと保安林が含まれておりますようです。保安林そのものについては皆伐、全て切ってしまうのはダメですけども、間伐するには対象になると、こういうようなことをちょっと聞いております。したがって、保安林がされたゆえに、保安林というのは要するに災害を防ぐためだとか、それから地域の林業をやるために長年、皆伐しちゃいけませんよっていうことで指定されているわけですが、こういう保安林は皆伐するのはだめですけども間伐、間伐についてはですね、対象になりますので、この保安林についてもぜひこの対象林の中に含めてもらえるような運動をされるような、考え方があるのかどうか。このへんの2点。それで保安林が現在設楽町どの程度の面積があるのか。このへんの2点をお伺いします。

産業課長 具体的な面積についてはまだ把握しておりませんので、ちょっと御勘弁いただきたいんですけども、保安林につきましても。この森と緑づくり事業につきましては、やはり100メートル300メートルといった条件がございます。そういったことが出てきたきっかけというのはやはり間伐につきましては、水源林対策事業ですとか、国の事業ですとか、町の事業もございますので、そういった事業との区別をしながら、できないところを森と緑作りでやっというところから始まったと思っております。また保安林につきましては、本数調整伐とか、そういったもので毎年事業年度によって面積に差はございますけども、そういった事業で対応しております。ですので保安林につきましてもそういった事業でやるのか、他の事業でできるところは他の事業でやるのか、そういった仕分けをしっかりとしていかなければいけないし、今後、この事業を要望していくのであれば、具体的な面積対象林の面積等につきましても、これからしっかりと把握をしていって、要望に繋げていかなければいけないと思っております。以上です。

4 夏目 今まさに産業課長さんからお答えいただいたとおりでございます。ただ、29年度はあと数日すると入りますし、29年度と30年度の2か年しか残っていない。したがって設楽町から要望する場合には公道から100メートル以上奥地林の間、要するに300メートル未満、この位の面積がどの程度あるのかということと、それから保安林の面積、これについても仕分けが必要ですが、それを含めていただく場合には設楽町としてどのくらい面積があるのか。こういうことの把握を早急にしながらですね、県の方に要望する。これは設楽町だけではなくて、設楽町と同等にある対象林としての面積を持つ、要するに新城設楽管内の、設楽、東栄、豊根、新城、それから東三河管内である町村もございまして、最も多くは豊田、加茂、それから西三河の中の岡崎、幡豆あたりもありますので、こういう所も含めてですね、そういうような対象林。町独自ではとてもじゃないけど県の方には訴えが届きませんので、そういうような山林を持つ市町村との協議をしながらですね、まずは我が設楽町の中の対象林に含めて欲しい100メートル以上300メートル未満の山林の面積と、保安林の仕分けした場合に、対象林に含めて欲しい面積。こういうものの把握が必要になってきますので、それを後29年30年の2年間。というよりももう29年度中にやっておかないと事業継続とその事業の拡大要請については間に合わないとは私は理解しておりますので、早急にこのことを知って欲しいと思っておりますが、そのへんが作業に取りかかっていると思っております。

けども、来年度の予算の中に組み込んでおるのか。それとそういうようなものについてもすでにチェックされているのか。そのへんの確認をいたします。

産業課長 まだ我々具体的な検証等は行っておりませんので、まだ作業等は行っておりませんし、来年度の予算にも要求等はしておりません。ただ議員のおっしゃられました要望につきましては、要望の1つとして私たちも考えたいと思っておりますけども、他にもいろいろなこれからの事業に対する要望、また今までの事業に対する検証を行ったうえでの足りなかったことですか、そういったことをしっかりと調査することも必要かと思っておりますので、そういったことにつきましては、来年度以降始めていきたいと考えております。以上でございます。

4 夏目 わかりました。要するに、事はもうあと2年度しかございません。特に30年度に入ってからでは早急に県への要望書をまとめる年度になると思います。したがって29年度中に先ほどいったような同じような山林を持つ、西三河や東三河の方の町村等、もちろん新城設楽管内の市町村については当然ですけども、協議しながらですね、そういうような対象林の市町村が足並みを合わせてですね、県の方に要望できるような態勢作りをしてほしい。こういうことを申し上げてこの問題については終わります。

次に、第2次設楽町総合計画（案）についての先ほどの企画ダム対策課長の答弁ですが、ダムを要するに承認した段階の中で、すでに確約事項の中に、この交流施設は入ってございました。その当時からですね、埋め立て跡地の方に、県と下流5市の交流施設を作って、こちらの方で上下流の交流を促進しながら、設楽町の雇用の一端となすというようなことも書かれておりますので、これは期待しておりますが、ただ、人口ビジョン。総合戦略の中の人口ビジョン作成の中に、1つの制作としてですね。移住定住。毎年10世帯、3大家族が来ればですね、2060年には3,000人になるというような1つの要因付の中で、その人口推計をされております。人口推計をされる場合に、すでにダムの確約事項の中に、こういうような施設が入るということが確定的になっております。これはもう政策として確定がされてるということですね。政策が確定されておる場合には、それをすでに頭に入れながら将来人口を推計するのが、これは町としての筋ではないか。これを私は思っておるわけです。なぜならばですね、先ほど財政課長が言われたみたいに、人口がこのまま減少して将来2060年3,000人と仮定した場合、この人口そのものが交付税、地方交付税の算定にも、それから地方消費税の方にも。そしてなおかつ、町民税の方にも、またはいろいろな所にも反映されて、税収そのものが推計のもとになるわけですね。で、先ほど申しましたように、同僚議員の質問の中にも身の丈の財政をする場合にどういうふうにしようかという場合の基本的なものは、歳入がどの程度あるかによって歳出を考案し、そしてその全体の財政運営の中で基金をどのようにし、そして事業計画をどのように遅らせるのか早めるのか。そしてあと、義務的経費をですね、どのように削ってどのような対応をしていくのか。こういうところが出てくるわけです。でありますと、将来推計人口のビジョン構想そのものは、町の施策の確たるところなんではないでしょうか。その確たるところでないところに、すでにわかっているダムのものについてもですね、雇用が例えばダムのインパクトビジョンに書いてございますが、年間を通じて下流の方から最大200人。まあ200人まるまる毎日利用されるとは思っておりませんが、私も総合センター、奥三河総合センターの事務局長を、愛

知県の職員の現役時代にやったことがありまして、あそこでは7月から8月いっぱいまでは2カ月間。だいたい平均しますと私の頭の中では60人から70人くらいの合宿の人口が来ておりました。そうしますと、普段はあまり泊まる客がございませんが、7月から8月までの2か月間平均して50人から60人きますと、食堂の方では、これは民間方やっていたけども、常時では3人のところが、アルバイトを含めて10人体制でまかなっております。ということは、5、60人でも10人くらいの食事を作る方が必要になってくる。そして事務局の方も部屋の掃除だとかトイレの掃除もしなくちゃならんもんだからアルバイトを2、3人増やした覚えがあります。そうしますと、雇用としてはですね、もし200人と想定するならば、20人から30人くらい常時雇用の者が増えるということになります。これは移住定住政策の2、3年分に相当すると私は考えておりますが、なおかつ、ダム周辺においていろいろな観光施策をしながらですね、いろいろなカヌーだとかボートだとか、そういう関連の業者が入ってみたり、またはその中に、水陸両用のバスやなんか、夢のようなことも書いてございますが、そういうようなところからしましてですね、雇用が生まれるということになりますと、それらをまず勘案しながらですね、人口がどの程度なのかということ、設楽町として推計するのが筋ではないかなと思うんですが、そのへんについていかがなものでしょうか。

企画ダム対策課長 山村都市交流施設の確約事項の中で使われている表現は、滞在、対流型の施設ということでありまして。今回夏目議員が言われる最大200名の児童が宿泊できるような施設というのは、今年の5月に設楽町で考えて、下流へ提案した内容でございます。この部分について下流が実施するかどうかというのは非常に不確定要素があり、まだまだその全体の不確定要素がある中で、人口ビジョンの雇用何人というのを、盛り込むというのには、非常に確実性が低いということで、そのへんは人口ビジョンとは反映をされていない内容であります。

4 夏目 それではお尋ねします。施策というのは、将来こういうことをしながら、確実にそれが着実に実施されるという保証があるものではない。これはもう私はそう思っていますよ。したがって、こういう施策を打ち出します。これが確実に絶対にできるという施策があればですね、それはもう完全に町民に対して胸はって言えるんですけども、それは失敗するのか成功するのかわかりません。例えばの場合に、今年度の移住定住政策。これが10世帯の中の何世帯が今現在契約されているのか。このへんの確認をします。これも確定不確定の要素の中の1つですので確認させていただきます。

企画ダム対策課長 移住定住の関連で、この3月までに移住の契約をされた方が、5世帯ということで発行しております。

4 夏目 私が確か質問した時点、これは12月の時点でしたので、その時には3世帯でしたけども、2世帯増えたという感覚ですね。ただまあ10世帯中の5世帯となりますと、逆にいうとこれからまた増える可能性もありますが、現時点では2分の1。すなわち10世帯を想定した場合に、5世帯ということは5世帯がマイナスということで、これも不確定な要素になります。先ほど言いましたように、町の方から下流5市に提案した交流施設。それはそれでいいかともわかりませんが、こういうようなもの交流施設について最低線どのくらいのを想定しながら下流5市の方に要請していくという、基本的なベースに通じるものがあるかと

思うんですね。それが最大限 200 ができあがった、できあがらない場合に、じゃあ 100 位にするのかということも考えながら雇用の政策をするし、いろいろな観光施策も考えていかなきゃならない。で、移住定住、総合戦略の中の人口ビジョンの中で私も意見を言った覚えがあるんですけども、この移住定住政策のみではなくて、他に雇用力をつけるようなことをしながら、2060 年の人口が 3,000 人ではなくて、これをせめて 4,000 人なり、5,000 人なりにするような他の施策もプラスしながら考えてほしいと要望したんですけど、当時はそれが受け入れられなくて、結局移住定住の政策、1 世帯 3 人の 10 世帯分ということで、その数字が基本となって現在の設楽町の人口の想定のもとになっていると、こういうことなんですけども、要は私が言っているのは町民そのものはもう少し移住定住の他の新たな施策を考えて、雇用力をつけていただいて、設楽町が活性できるようなそういうような施策を打ち出してほしいと。こういうことを明確に申し上げておるわけですね。町民の意見としましては。したがってその当時ダムの方で確約事項の中に入っている交流施設について、確かに不確定要素はありますが、不確定要素の中でもこの程度は来てほしいという最低限のベースを決めておきながら、そういうところも将来人口の推計の中にも含める必要があったんじゃないか。なぜかという先ほどぼくは申しましたように、人口そのものが設楽町の将来の財政の歳入を考えるようなベースになってくるわけですね。普通交付税にしろ町民税にしろいろいろな固定資産にしろ。したがってそういうような歳入のベースが狂うようなことになっては、設楽町の将来を歳出が補えないということになりますので、そのへんをどういうふうにするのか。確かにこれを今さらどういうふうにしろということは言えませんが、ただ町長、総合戦略の中の人口ビジョンについては変更することが可能というふうに確か記載がされておりますので、そのへんについてまでも考えておるのか。このへんを確認します。

企画ダム対策課長 皆さん方へお配りをしてあります総合計画案の 18 ページに人口の推移折れ線グラフがございます。これにつきましては、年齢構成によって、死亡出生、そういったところを勘案しますと、ここでいう、施策が実施されない場合、青線になるというところでありまして。これを右肩上がりにするというのは基本的には非常に不可能であります。そこで移住定住施策で 10 世帯。移住定住 10 世帯は、そこで雇用をされるというのが基本でございますので、雇用はそこで 10 世帯の方が職業についていただくということですので、まずは人口を推移する方法で言いますと、これは妥当な考え方ですので、これをぐぐっと上げたい気持ちはわかりますけども、そういう計算にはなかなかしづらいところがあります。

4 夏目 ダムインパクトビジョンの中の、全体の計画の中に、こういうような計画をすれば雇用の喪失に繋がりますよと書いてあるわけですね。その第 1 次的なものが交流施設だと書いてあるわけです。交流施設の中にも雇用の促進を促すと書いてあるわけです。この雇用の促進を促すという中に、これは確実にそういうような交流施設ができたならば、例えばの場合ですよ。僕が今ぱんと思っただけでも事務局があるだろうし、食堂があるだろうし、部屋の掃除をする方々も出てくる。これ雇用されないんですか。その計画の中に雇用がされないということになると、それはなんですけども、そういうような施設ができあがるということは雇用がされるということですので、ある程度計画の中に一応反映されてもいいんじゃないかと僕は思うんですけどそのへんはいかがですか。

企画ダム対策課長 すみません、同じようなところが、先ほどの設楽ダムの基本計画案の中の 52 ページの中に書かれていますのは、設楽町が確約事項をもとに下流へ提案した中身であります。施設内容をこれでやれという指示のものでは全くありません。設楽町としてどういうものが必要なのか、事業主体が下流市であるということの前提条件を踏まえたうえでの提案ですので、そういった、ここが確約されたものではなくて、これは提案要望事項ということでご覧をいただきたいと思います。

4 夏目 私の言っているのは1つの政策として移住定住で毎年 10 世帯、3人が確定されて、その政策の元に人口ビジョンが出された。しかしその前に、ダムの覚え書きの中で、こういう交流施設は人口ビジョンの前にすでに政策として固まっているわけなんです。そうした場合に、これが不確定と言われるならば、じゃあその 10 世帯の方も不確定でしょ。ということは交流施設が建てるということは政策で決まっているわけです。そこでだいたいどの程度の人たちの雇用がされるのかは推計されてしかるべきではないのでしょうか。今私が言っているのは、現状に書いてあるこの交流施設は、設楽町から町村に示された案ですけども、しかしながらダムの覚え書きをやった時点でこの交流施設ができるということは1つの政策なんです。これが確定されているわけです。その後の中に移住定住の政策ができて人口ビジョンが出された。しかしながら施設ができるということは雇用がなされるってということなんです。雇用がなされた場合にこれを人口ビジョンの中になぜ反映しなかったのかというのが私の純粹なる疑問なんです。ということはその人口ビジョンに反映されないがゆえに、将来人口 2,060 人が 3,000 人になる。反映された場合にはいったい何人くらいになるのかということも想定しないと、先ほど言いましたように財政に全部響いてきます。将来の支出、歳出に関わる生活設計にも響いてきます。そういうような感覚のものに、人口ビジョンがいかに大切かということ、当時私は言ったんですけども、そういうような政策そのものが確定されているならば、そこに多少なりとも反映されてしかるべきではないかと思うんですけども町長さんいかがですか。

町長 夏目議員の言いたいことはよくわかるんですが、まず設楽ダム建設を受け入れる際の、諸条件。その中にこの下流との、山村都市交流拠点施設という位置づけ。これは当時、なぜこれが町としての要望事項として入れたかということ、今までにない、例えば設楽ダムが建設されたことによって、この町に及ぼす影響緩和、その1つの一環として、多くの人たちにこの町に足を運んでいただき、また来る機会を作れる、そういう場所を作っていくのも1つの政策、町として、方法として望むことだと。そのための利用として、今言う土捨て場の跡利用ということで、6万平米の土地を有効利用するために、下流の資本でもって、この町へいろいろな形で投資していただき、そういうものを作り上げていただきたい。その作り上げていただきたいと要望する背景の中には、今言われるように、例えばスポーツ交流ゾーンを建設する。そして、多くの人たちが来て、利用してもらうことによって、生まれる雇用の場。例えば今言われる食を提供する場合の、食べ物を提供するところですか、それから直接、これはこれから検討していく中にありますけども、施設の中に食堂部分ができるとするなら、そこで働く従事する人も必要でしょうし、また宿泊棟がまた必要だということになれば、そこに従事するスタッフもいるんでしょう。そういうことを全体に捉えると、雇用の場にも繋がって

いくことに繋がるという大きな視点でもって、まずはここへ交流拠点施設を作ってもらおう。それを町の想いとして伝えておるわけです。それに波及してですね、ダム湖工事周辺、これからいろいろ周辺整備を作っていくわけですがけれども、例えば、観光資源として利用していった場合にお土産店がいるのか。それから休憩施設がいるのか。休憩する中には、例えば喫茶店があるのか食堂があるのか。そういった部分まで波及していったときに、この町に住んでおる人たちが、自ら起業を起こしてやろうという意思のある人たちがおれば、そういう人たちの場にもなるんでしょうし、仮に設楽町の町民でない、外からの人たちが来ていただいて、ここで営業やってもいいよっていう人が生まれるかもわからん。いずれにしてもそういう環境を整備することによって、今までにない状況を作り上げていく。そういうことが必要であろうという視点でもって、こういういろいろな施設を講じたり、また人の入り込みができるような形を作っていこうという思いの中で、こういう形を今練り上げて作り上げようとしておるわけです。それが行き着くところ、将来的にこの3,000人を目指す。これは3,000人を計画の中に、移住定住という、いけばいろいろな分野に広がった人たちを、ここへ来ていただけるような要素にも繋がるだろうと思います。その中に例えばダムに関係する今申し上げたようなことにも繋がってくると思いますが、それだけに特化せずにやはり町全体で、地域格差。名倉があり津具があり清嶺地区がある。そういう一環の中に田口地区にあるダム湖も含めて、移住定住、また人口の確保。そういったものに繋げていきたいということを全体で計画的に考えておるわけです。ですので、ここでいうダムインパクトビジョンとしてあれを作り上げて要望したことと同時に、そこへちゃんとした人間が何人張り付くかということ想定して人数として想定の中に入れるべきだということまでは、まだ今現在ではそれははっきりその中身の構造的な具体的なものが定まったわけではありませんので、そこで何人を予定しておりますっていうところまで、まだまだ今の段階では確立できるような、そういう状況にはなっていない。だけど、将来的にそういったものがきっかけとなって、人が入ってきていただいて、起業、営業していただけることも、機会ができれば、それは町にとっても有益なことに繋がるということで、期待するところでもありますけども、それを見込んだ人口推計を今するべきだということにはまだいたってないと。ですから町全体の状況を作り上げて行く中で、そういう可能性も高まっていけば期待ができることで、また町としてもそういうところへ繋がっていくことを望む、そういう想いではあります。以上です。

- 4 夏目 そもそも総合戦略そのものを安倍内閣が打ち出したのは、現在の1億2,000何百万人の人口が、将来的には9,000万人位も日本が減ると。それはもう東京一極集中。それから他の三大都市圏。大阪圏、名古屋圏の方に集中しちゃって地方からどんどん人口が減っている。ではそれを地方に返しませうと。地方が元気になれば、その現況の9,000万人が、1億ギリギリ位までに、日本の人口を、なんていうのかな、誘導できるという施策のもとにきたわけですね。要するに地方が元気になるということは、そういう戦略のもとにおいて、地方独自の資源なり、方法なりによって、そういうような政策を打ち出して、人口を誘導してほしいということなんです。それが設楽町の場合には移住定住政策だけだったんですけども、でもその他にですね、先ほど言ったダムの場合でも、これは人口を誘導する場合のインパクト。まさにインパクトなんです。それをですね。細かい数字を

積み上げながら、じゃあこういう施設でだいたいこのくらいになる。それから周辺整備のダムが整備された場合に、こちらの方で何かカヌーの方の競技場ができたりとか、そういうふうな誘導政策をちゃんとキッチリ固めて、それに基づいて雇用がどのくらいきて、将来的にはこういうふうになるんだということを、やるのが行政の作業であって、確実になるものという意味合いではございません。したがって先ほどぼくが意地悪く、移住定住政策は現在でどの程度の成果ですかと聞いたときに、10世帯中5世帯ですと。これは多少の狂いが出てきます。狂いはでてきてもその時点において、こういう政策を打ち出して、しかもこういうことをやった場合に雇用がこのくらい増えて、1つ1つの積み上げのもとに、設楽町の人口が将来こういうふうになるんだということの、それをするのが、その当時の地方創生に伴う人口ビジョンである。その政策そのものが、全て固まった段階のものではないんです。推定されているものなんです、そういうことにおいて、日本全体で地方創生をしっかりして、全体の人口を1億人以上にしましょうというのが、安倍内閣の提案であって、それに伴う設楽町の政策が、移住定住だけでは寂しいから、町民の意見はそれにプラスアルファして、人口のもう少し減少をくい止めてほしい。または、多少横ばいにしてほしいと。こういうような希望を、私は皆様方の意見を議会を通じて町や執行部に伝えたわけですが、こういうことにおいてですね、ただもう1つだけ言いたいことは、そういうような地方創生の総合戦略と、人口ビジョンについては、途中で計画を変更することができるので、ちゃんと書かれておりますので、そういうような政策をもう一度再検討しながらですね、町民が期待できるような町づくりの施策、特に総合計画は28年度につくる前の27年度の時点でぼくははっきり申し上げたんです。けどもそれが聞き入れられなかった。そういうようなものについて、人口が固まっちゃいますと、もうこれは総合計画なんていう他の政策が入る余地がありませんよと、僕は申し上げたところですね。ということは、そこが1番問題点であったということだけ申し上げて、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長 これでは夏目忠昭君の質問を終わります。お諮りをします。休憩を取りたいと思いますが御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 10時55分まで休憩としたいと思います。

休憩 午前10時41分

再開 午前10時55分

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。次に、10番田中邦利君の質問を許します。

10 田中 日本共産党の田中邦利です。私は、老人ホームと広域観光について質問しますが、町民課長、産業課長、そして町長、答弁をよろしくお願いします。場合によっては他の課長さん、副町長さんもゆっくり休んでほしいわけですが、飛び火するかもしれませんのでよろしくお願いします。それではまず、「養護老人ホーム宝泉寮」の存続について質問をします。

設楽町養護老人ホーム宝泉寮(荒尾宝ノ久保9番地)は昭和42年に設立され、61年ショートステイ開始、平成6年に大改築され、同年デイサービス開始、平成20年にはデイサービスとともに「やすらぎの里」として指定管理者施設になり今日に至ります。同施設は近くに四季色とりどりの岩小谷山を仰ぐことができ、日

当たりもよく、福祉施設として恵まれた環境にあり、町内はもとより県内外の市町村から来ている高齢者の安息の地となっています。最近、この施設を管理する有限会社「ネクストサプライ」から、来年度を最後に指定管理者になることについて辞退の申し出が出ていることを聞きました。次はやめる、ビックリです。これが本当のネクストサプライ。デイサービスについては存続も可能のようですが、養護老人ホームについては、入所者の定員（50人）割れや施設職員（支援職員）の確保困難などがあって、経営的に非常に苦しんでいるというのが辞退の理由で、撤退の意思は相当固いようです。養護老人ホームの全国的な入所率の低下、定員割れの進行のなかで、宝泉寮の指定管理をめぐる状況は予断を許さず、次の指定管理者を探し出すのも容易なことではないようです。養護老人ホームは、入所基準として「65歳以上であること」「在宅生活が難しいこと」「身の回りのことは自分でできること」などが定められています。そして、住居がない人、心身の状態に不安がある人、家族と一緒に住むことができない人、無年金など経済的に困窮した人などが入居します。昔、養老院、今は養護老人ホームですが、高齢者が安心して生活できる最後の砦です。生活困難を抱え、社会的に孤立する高齢者が増加している今日、そのニーズはますます高まっているといえます。存続を強く要望するものです。

そこで、まず質問ですが、指定管理者との間でどういう話し合いが行われているか。また、存続のために、どういう対応をする考えか、お示してください。万一存続が不可能な場合でも、施設入所者、職員の、入所および雇用がひきつづき継続されるよう町が責任をもって努力されると期待をしていますがどうか。

養護老人ホームでは全国的に入所者の激減傾向が続いています。なかには、半分以上が空き部屋という施設もあるようです。これは、市町村の「措置控え」という行為が増えたためです。養護老人ホームは特別養護老人ホームとは違って介護保険で入居するのではなく、市町村の措置決定で入居します。小泉政権の「三位一体改革」により、措置費が全額市町村負担になったため、地方交付税で手当てされているわけですが、養護老人ホームへの入所措置をさける市町村が増えています。また、養護措置費は生活保護費の2倍程度となり、これが措置控えの原因になっています。国は措置控えがおきかないような財政措置を講じるべきですが、入所者減の原因になっている「措置控え」が当町にもあるのか、お尋ねをします。

今、養護老人ホームの新たな役割について注目が集まり、厚労省で研究事業が始まっています。従来の枠組みでは十分な対応が難しい高齢者のための支援において、養護老人ホーム、軽費老人ホームがどのような役割、機能を果たせるかが検討されています。養護老人ホームの利用者増の可能性が出てきているわけです。設楽町では公共施設管理総合計画において、やすらぎの里の今後の管理方針が「長寿命化または民間移譲」とされていますが、指定管理が困難な場合でも、民間移譲ではなく直営方式で存続すべきだと思いますが、見解をうかがうものであります。

次に広域観光と奥三河DMOについて質問します。DMOはアルファベットのD、M、Oです。どうもすみませんのどうもと間違えないでください。

東三河ビジョン協議会（県、東三河8市町村、東三河広域連合などで構成）は過去3年間に実施してきた東三河広域観光の取り組みから、今後3年間、29年度から31年度ですが、に向けた広域観光の計画「東三河観光振興ビジョン」正式

に言いますと「新東名インパクトを生かした地域振興～広域観光の新展開～」を
発表しています。これがこの資料です。この計画の柱は「新東名インパクト」を
活用することと、域内の観光基盤の整備・活用です。このうち観光基盤の整備に
おいては、観光地域づくりの中心となる組織基盤を充実するとして、DMO の設立
を提案しています。そのなかでも、奥三河 DMO については期間中の設立が明記さ
れています。設楽町もこうした計画にいやおうなしに巻き込まれ、進んで他市町
村と連携した観光町づくりを目指すことになると思われ、町の観光政策が大きく
変わろうとしています。連携は大切なことですが、設楽町の観光政策は、優れた
自然を守り、豊かな森と清流、地域資源を生かした一過性でない観光振興こそ目
指すべきであり、東三河観光振興ビジョンが掲げる広域観光政策や奥三河 DMO な
どに対しては慎重な姿勢が求められるのではないのでしょうか。振興ビジョンで打
ち出された広域観光政策は「稼げる・儲かる」観光を打ち出し、3年間の取り組
みによる当地域の訪問者の増加を、今後は収益に結び付けると言っています。そ
こで、東三河地域全体の状況と比較した時、設楽町の現状はどうか質問しま
す。1、東三河（広域）において観光客が増えていると言われているが、設楽町
ではどうか。2、新東名インター開設、奥三河パワートレイル、山の中を走る競
技であります。などによって観光収益は伸びているか。3、ビジョンが目指す
「稼げる観光」において、参加団体は平等互惠であるべきだが、集客力に劣り宿
泊施設が少ない当町において、収益につなげる方策はどのように考えているか。
以上、お答えください。

DMO もまた、稼げる観光、収益につながる観光がその基本的な考え方のなか
にあります。DMO とは Destination Management/Marketing Organization といっ
て欧米にある観光事業組織の略称で、「地域観光資源の収益化を目的として作られ
ている法人」あるいは「地域の稼ぐ力を引き出し、観光地域づくりを実現するた
めの戦略を策定する組織」と定義づけられています。欧米の DMO は、「行政出資
や補助金に頼らない民間法人」が主になっています。民間が資金を出すからには、
稼いで元を取ろうと必死になるために成功事例が生まれます。これが本来の DMO
です。しかし、日本の DMO は、行政が主導して DMO 組織を募集し、国が認定、補
助金まで出す仕組みになっています。かつてリゾート法により、本来林業として
行われるような観光開発に自治体が出て行って、それが全国各地で広げられたリ
ゾート開発が、自然の破壊につながり、無計画な観光施設への公金投入により自
治体財政の破たんを招いたことを繰り返してはなりません。新たな観光振興の動
きが本当に設楽町の真の観光振興になりうるのか。あるいは、メリットがあるの
か、しっかりとした目で見極める必要があります。1、国交省は日本版 DMO の役
割・機能について、観光地域づくりを行うことについての多様な関係者の合意形
成、各種データ等の継続的な収集・分析、データに基づく戦略の策定、観光関連
事業と戦略の調整・仕組み作り、実績に応じた個別事業の実施などを示していま
すが、奥三河 DMO の設立趣旨と目的、構成団体、準備状況、財政負担などはどう
なっているか説明してください。2、国は、「行政主導による情報提供型の観光」
「外国観光客受け入れの発想がない観光」「データに基づく戦略的なマーケティング
がなく一過性のイベントに依存する観光」などを従来型の観光として、その脱
却のため DMO の導入を呼び掛けています。しかし、国の唱える DMO は、都市部や
有名な観光地を対象に考えているとしか思えません。設楽町の現状を考えた場合、

自上記3点から脱却した観光は可能なのでしょうか。見解をお聞きします。3、結論的に言って、奥三河DMOに設楽町が参加するメリットはなんのでしょうか。そのようなメリットがあるのか明確になっているのでしょうか。お答えください。

以上で第1回目の質問を終わります。あるがとうございました。

町民課長 では養護老人ホームについてお答えいたします。指定管理者との話し合いと存続のための対応についてお答えします。養護老人ホーム、やすらぎの里につきましては12月議会で町長から報告させていただきましたが、現在の指定管理者から次回の指定管理について辞退したい旨の申し出がありました。辞退の申し出を受け、その理由を伺いました。理由は定員割れによる収入の減と、職員の確保が難しいということでした。そのため、現在の指定管理契約が終了する平成30年4月以降の管理運営について検討を進めてまいりました。町としては引き続きやすらぎの里を運営し、入所者の方や、デイサービス利用者の方々に御心配をかけないように、また働いている職員の方の雇用が維持されるように進めていきたいと考えています。そのために、福祉施設を運営する実績のある複数の事業者の方に対して、やすらぎの里の平成30年度からの管理者となつていただくことについて、御検討していただけるよう説明に伺い、依頼をしました。なお、最近になり、現在の指定管理者から経営の改善と職員の確保に努め、次回の指定管理も続けたいとの申し出がありましたので、次回の管理者の募集について、応募があることにはなりましたが、管理について検討を依頼した方々からも提案や応募ができるのであれば、お願いしたいと考えています。

次の措置控えについてです。設楽町では措置控えはありません。

3点目の指定管理が困難な場合の直営方式での存続についてです。かつては町が直営で運営していた施設ですが、指定管理に移行して約9年が経過した現在では、運営に携わった職員も少なくなり、町が直営で運営することは難しいと考えていますので、施設の運営に実績と経験を持つ事業者の方に管理していただけるように進めていきたいと考えています。また、公共施設管理計画の公共施設管理総合計画、の方針については今後の個別計画で方針を定めていきますので、30年度からの管理方法とあわせて検討したいと考えています。以上です。

産業課長 産業課から広域観光と奥三河DMOについてお答えさせていただきます。まず前半の3つの質問についてお答えさせていただきます。始めに、設楽町の観光入り込み客数の投稿と、観光収入についてお答えいたします。新東名高速道路の開通により、東三河、特に奥三河地域の観光入り込み客数や、観光消費額は増加傾向にあると言われていますが、当町の観光入り込み客数や観光消費額は、反対にいずれも減少傾向にあり、新東名高速道路の開通による効果は、当町に限って言えば現れていないのが現実でございます。また、奥三河パワートレイルにつきましても、観光への効果としては宿泊施設への影響が考えられますが、宿泊に関する統計を見ましても、一部を除き増加の傾向は見られません。むしろ減少傾向でございます。

次に3つ目の稼げる観光において、平等互惠にあるべきとの御意見ですが、そのためには平等互惠へと向かう仕掛け、戦略が必要です。しかし、先ほど述べた当町において、新東名高速道路開通の効果がみられないのは、新東名高速道路開通に合わせた仕掛けを官民共々行わなかったこと、仕掛けが間に合わなかったことに原因があるものと思われまふ。歴史民俗資料館を始めとしたダム湖周辺整備

事業も大きな仕掛けでございますが、姿形を現していくにはまだ数年かかります。パワートレイルにつきましても効果をもたらすには一過性のお祭りに終わらせるのではなく、例えば新城市が展開しているスポーツツーリズムのような施策とつなぎ合わせてこそ効果が期待できます。奥三河パワートレイルのエイドにおける、地域の方々の盛り上がりは非常に評価が高いだけに、それに満足してしまうのではなく、町づくり視点で観光を捉え、点ではなく線にする施策がなければ、稼げる観光など到底実現できません。それらを踏まえ、重用なのは宿泊施設の規模の大小、集客力ではなく、当町へ、人の流れを向かわせる魅力を磨き上げ、町づくり視点を持った戦略的な仕掛けを講じることにあると考えます。

次に後半、3つの質問にお答えさせていただきます。まず奥三河 DMO に関するご質問にお答えいたします。奥三河 DMO は、新東名高速道路の開通に伴い、大きく変化する奥三河地域の観光の流れを一過性にしないよう、持続させる仕組みを構築するものであり、新たに組織を発足させるのではなく、現在あります一般社団法人奥三河観光協議会に DMO の機能を持たせることにその本質がございます。したがって構成団体も市町村観光協会など、現在の奥三河観光協議会の構成員が、そのまま奥三河 DMO の構成団体となります。現在、日本版 DMO 候補法人への登録に向けて準備を進めており、来る3月27日の奥三河観光協議会臨時総会において、申請を議決していただく予定でございます。なお、登録の申請は奥三河観光協議会が行います。また、DMO としての負担金はなく、現在各自治体が納めている奥三河観光協議会への負担金そのまま奥三河 DMO の事業費となります。その他、愛知県では、地方創生推進交付金を活用し、人材育成の面で奥三河 DMO を側面から支援していく予定でございます。

次に、従来型の観光から脱却した観光は可能か、のご質問にお答えいたします。現在の設楽町の観光の現状は田中議員ご指摘のように、国からの脱却を目指すべきとする項目にいずれも当てはまります。マーケティング視点のない行政主導の情報提供型では稼ぐ仕組みは確立できませんし、マーケティング視点のない施設整備やイベント開催も、現実に目の前に存在しております。ましてやインバウンドなどは議論の対象外でございます。しかしながら脱却への動きがないわけではございません。旅行会社のバスツアーが発地型と称する従来型の観光と称されるのに対し、DMO によって進められるこれからの観光は地域が旅行商品を開発し、稼ぎを生み出し、小規模ながらも持続させていく着地型観光といわれます。現在策定を進めております設楽町の観光基本計画では、計画を議論する観光町づくり戦略会議の発足に先立ちまして、町内外5、60名の方に、1人2時間から3時間のヒアリングを実施させていただきました。その中で、人、物といった地域資源。優れた自然観光を活かした着地型観光が各所で実施されていることが見受けられ、当町のこうした傾向は奥三河他市町村と比較しても、顕著であるといった評価を受けております。ただ、こうした動きを稼げる観光に繋げるにはそれら観光的取り組みを支える仕組みが必要です。その1つとして、観光協会の存在が考えられますが、それには観光協会の相当な機能充実が必要です。当町としましては、今回の奥三河 DMO の動きにあわせると同時に、観光基本計画の議論の場においても観光協会の充実を重用課題として掲げ、議論を進めていく考えでございます。またイベントのあり方については現在のイベント補助金交付に DMO 視点を取り入れていくなどして、地域住民のイベントに対する意識を変えていく手法が必要に

なってくると思われまます。さらに、インバウンドにつきましましては、いわゆる爆買ツアーは当てはまりませんが、20年来取り組んできた中学生海外派遣事業、外国語指導助手の承知を、町づくりの視点からインバウンドに繋げるのも1つの手法でございます。岐阜県高山などでは、それこそ設楽町にでもあるような当たり前の田園風景をバックにサイクリングをするといったツアーが好まれていると聞きます。また宿泊施設も日本人から見れば、評価が低いような宿も、外国人は日本文化を感じることができれば好んで泊まり、またその評価も高いと聞きます。こうした現状を考えますと、設楽町でも例え規模が小さくても、インバウンドが決して不可能というものではございません。しかし、それを地域の新たな観光としていくには、地域の意識改革を先ほども申しました、それらを支える仕組みが欠かせません。そのためにも奥三河 DMO や、観光基本計画の策定の動きを通じ、地域の方々の意識改革と仕組みづくりを進めてまいります。

最後の御質問の、奥三河 DMO に参加するメリットについてお答えいたします。先ほど申し上げたように、奥三河 DMO は新たに組織を発足させるものではありません。既存の奥三河観光協議会に DMO の機能を持たすことが奥三河 DMO の本質でございます。奥三河 DMO はこれから作り上げていくものでございまして、当然のことながらメリットは現時点で確約されたものではございません。新東名高速道路開通のメリットを遅ればせながらも当町の観光振興に活かすための仕組みを作っていく1つの手段として、奥三河 DMO を捉えていきたいと考えております。とにかく広域観光は他に利用されるといったネガティブな視点ではなく、戦略性を持ち、他を利用して観光消費額を増やすといったどん欲な姿勢で取り組めばメリットは自ずと見えてくるものと考えます。以上でございます。

町長 今、養護老人ホームの宝泉寮の存続についてと、それから広域観光と奥三河 DMO については担当課長の方から申し上げたところでもございます。この件につきましましては私からもお答えをさせていただきたいというふうに思います。まず1点の養護老人ホーム宝泉寮の存続についてでございますが、基本的にはこの施設運営については、今後も継続して運営ができていけるように、関係機関等々、多方面に働きかけをする中で、これに向けて取り組むことと合わせまして、施設入所者、並びに職員の就労維持についても引き続き継続していけるように、現在これに鋭意努めているところでございまして、この件につきましましては責任を持って対応してまいりたいというふうに考えております。

それと、観光に対する設楽町としての今後のあり方について、私の思いを申し上げさせていただきますが、設楽町が昭和 31 年に誕生しまして、この間には旧津具村との合併も含めて、今年で 61 年になろうとしております。この間におけます町の主産業といたしましては主に林業。そしてその次に農業。それに付随して商工業などの産業形成が成り立ってまいりましたけども、近年林業の低迷、人口減少と相伴って、農業・商工業の後継者減少が起因となって町内産業全体の衰退化が進んでおるといことで、町の活性化が失われつつある状況というふうに捉えております。私は今後におけます町が存続し、そして継続していくための新たな政策を講じていく必要に迫られている中で、改めて町独自の地方創生総合戦略を打ち立てて、藁にもすがる思いの中で今まで設楽町になかったものを模索をし、新たな視点で、町の存続をかけて取り組むものを作り上げる必要に迫られてきているというふうに考える時でもあるというふうにも思っております。そこで

考えの中から、これから進めていくものはやはり観光という従来設楽町にはあまり表に出ていなかった分野でありますけれども、これからの町づくりに必要となりうるものを見出すことが必要だというふうにも思っているところでもありまして、その1つとして設楽ダムが存在に焦点を当てた観光施策に重点を置くことと、また1つには新たに町の資源だとか我々には気づかなかつたものなどを、新たな視点でもってこれを発掘する。そしてこれを観光に生かしていくことなどが必要であろうというふうに考えるところでございまして、このことを具体的に進めるために必要な人材として町内においてこうしたことへ興味をもっていただく方。また、考えの意識の高い方達に参加をしていただくということで、これを具体化していくために、先日立ち上げていただきました組織。設楽町観光町づくり戦略会議、これの存在が必要であるというふうに思っているところでありまして、町といたしましても、このための観光基本計画を練り、作り上げていただく、この組織として皆さんで、よく検討をしていただく、そしてこれを掘り起こしていただくということで、将来の観光資源として繋がっていけるように、できるよう今後の町の観光の発展、また活性化に期待をするところでございます。私からは以上です。

- 10 田中 まず養護老人ホームの件ですが、ほぼ私の思うところを回答していただきました。町長からも力強い決意を伺ったわけですが、1つだけ言いますと、「代わりの業者を捜す」ですが、あるいは今の業者も次はまた応募していただけるというようなことを今答弁にありましたが、それでもしできんかったらね、最後はね、町としてもやるんだと、直営でもやるんだという決意はやっぱりいただきましたかったなあというふうに思います。それは回答いいです。

それで、今度は広域観光とDMOについて質問しますが、まず広域観光です。ただいまの産業課長の答で、広域観光の効果というのは現在のところはあまりないと、私に言わせますと蚊帳の外にあると。これからいろいろ地道な努力をしておりますね、そういう広域観光にも参加して実績上げて、設楽町を活気のある町にしていきたいんだと。こんなふうなお答えだと思っておりますけれども、例えばね、その努力の中で奥三河トレイル。これ茶臼山から出発して、新城でゴールですね。設楽町は通過地点であるわけです。選手が来て、あるいは応援する人達が来た場合にね、泊まれるところは茶臼山の方か、新城の方かということで、あまり設楽町には効果がないと。ただね、皆が元気が出て、しかも設楽町が話題になって、山の中走る競技を設楽町でもやっているということで、活気が出てくるというのですか、皆からも注目を浴びていくと、その点ではいいなとは思いますが、先ほども言ったように努力してですね、うちも利益があると。ゴールも、出発地も利益があるというふうにしていく努力が必要ではないかなと思っております。そういう意味で、うちのパワートレイルは、教育委員会が担当しておるんですね、先ほど答弁もいただいてもやはりこれはですね、産業課、観光という面からですね、攻めていく必要があるの、担当が現在のままで妥当なのかどうかということは思いがあります。新城はこれをです、パワートレイルというのはスポーツツーリズム。ツーリズムですから、観光です。そういう担当課があつてそこがやっているんですね。そういう点からもです。各役所の態勢の点からも、遅れをとっているのではないかなというふうに思います。それは私の意見ですから答弁はおりません。で町長にぜひ聞きたいんですが、ただ今町長の決意や想いを観光振興につ

いて述べていただきました。ダムをメインにしてやっていくんだということでありましたが、かつてですね、町長は観光のメインテーマとしてですね、花の町設楽をとりあげたんですね。それがもう全然言われなくなったと。どっかいつちゃっておると。で、東三河振興ビジョンの中でもですね、主な取り組み内容というのが各市町村のものが紹介されております。さまざまな内容が網羅されているわけですが、設楽町の名前が出てくるのが2、3箇所です。しかもこの花の町なんてのは全然出てきてない。どういうことなんですかこれは。

産業課長 パワートレイルに関する宿泊の点でちょっと不足した点をお話させていただきますと、設楽町内でも6軒の宿泊施設がございまして、そこが登録されておりまして、前日とかそういった面で利用されているということはございます。以上です。

町長 花の町設楽、私はひとつのキャッチフレーズで設楽町情報発信というか、外に向けて掘り出していく1つの要素というか、ネタにしようということで、あえて花の町設楽を唱えております。まあ最近花の町設楽というPR不足というか表に出てこないじゃないかと言われることであるわけですが、町の中に多くの人達に見てもらえるのは、花として見てもらえるようなポジション。例えば名倉川沿いの桜並木ですとか、それから今まだヘリポート周辺の花が全部が咲き誇ってはいないんですけども、その下地を作るためのもとを作り上げようということで、高い所いくと一部は早咲きのしだれ桃だとかそういうものは先に出しておりますけれども、全体を捉えて、あそこをもっともっと外部から見てもらえるような場所にしたいという思いは強く持っておるところでありまして、それをまた継続して作っていきたいというふうにも思っております。その他に、自然に咲く花々。野山に咲くそういう自然のものを取り上げてうちも町には特別こういったところへ行くと、このシーズンになるとこういものが咲くんですとか、そういったものをもっともっとPRとして、情報発信をしていく必要もあるように、意識をもっともっと高める必要があるふうに私も感じておるところであります。したがってですね、今私が申し上げている花の町設楽というその部分については、継続し、もっともっと多くの人たちが注目を浴びてもらえるような情報発信の仕方、またはネタを提供する。そういったことにもっと努めていかなきゃなんなということ強く反省も含めて考えているところですし、これはご指摘をさせていただいたとおり、もう少し力を入れて情報発信に取り組む必要があるというふうにも思っているところでもあります。以上です。

10 田中 私は観光戦略、あまりころころ変えない方がいいと思うんですね。花の町設楽って言うておったけども今度はダム湖周辺整備。コロコロ変わっていったら何もできない。言いたいことはわかりますが。それで私はですね、自然を重視した観光政策が一番大事じゃないかと思えます。よその進んだ所はその町に何にもないけども、自然や暮らしを対象にしてですね、交通リズムとか、グリーンツーリズム、ヘルスツーリズム、こういう物を展開してですね、成功している地域もあるようであります。で私ね、インバウンドって言うて、外国人を設楽町に誘致するという。まあ糸口はないことはないよっていう御答弁もありましたけども、やはりこれはですね、あまり過大な期待はしない方がいいんです。身の丈にあった。それこそ身の丈にあった観光政策を進めていくようなふうに設楽町は堅実な姿勢で観光政策には臨む必要があるかと思えます。1点ですね、どうしても東三

河広域観光の中で、問うておきたいことが1つあります。先ほどいろいろな設楽町の名前が振興ビジョンの中に出てくるのは2、3箇所だと言った中の、1つは歴史民俗資料館。清崎道の駅ですね。それにダム建設ツアーを掲げているんです。自然を生かした新しい観光という題目の中の1つとしてですね、このダム建設ツアーが掲げられているんですが、自然を壊しているダム建設を見せてどうするのか。さらに言いますと、120戸の犠牲の上に造られているダム建設を観光の種にするなんて、どうにも理解できませんよ。頭がおかしいんじゃないんですか。何か言うことがあったら教えてください。以上です。

町長 田中さんがダムに対してのいろいろ思惑というか、思い入れがおありなことは私も承知しておりますが、今言われるようにですね、町が犠牲を払って作り上げるダムを観光の材料に使うなんてのはもってのほかだと、お立場になればそういう意見もあると思いますが、私は今までにない設楽町の姿っていうか、ある1つの状況というのは町のど真ん中に湖ができるっていうのは事実として、今捉えて受け入れていなきゃいかんことだと思っているんです。その状況を作り上げていく過程の中で例えばダムの建設現場だとか、そういったものを人に見せて人を集める材料に使うなんてのはもってのほかだと言われますけども、私の町では他にない、いいか悪いかは別にして、とにかくこの姿っていうか、こういう材料もあるんだということを、やはり知ってもらうことも大事だと思うんです。その事を現実的に見てもらって、それに関心をもって設楽町の置かれている状況というものを、やはり理解をしていただくためには、必要な1つの材料になるんだろうと。そしてここに足を運んでいただくきっかけになったときに、例えばここで物を買っていただくとか。ここに来たときに、いろいろついでに見ていきたいものだとか、そういったものと抱き合わせてこういったものを政策的に使っていくことも必要ではないかというふうに思っております。それがいいか悪いかという議論はまた食い違うところがあるかとは思いますが、やはり町としたら現状をキチッと受け止めて、それを捉えて、状況を使っていく。そういうことも必要ではないかというふうには思っております。

10 田中 多少時間がありますので一言申し添えますけども、私だってね、東北大震災を観光に行きましたよ。広島には原爆ドームを見に行きましたよ。だけどそれは、災害というのは本当に恐ろしいものだという事と、それから犠牲者に対する追悼の意味で行きましたし、広島には二度と戦争は繰り返してはいけないと、そして世界中から原爆というようなものはなくならせにやいかんという決意を固めに行っておるわけです。そういう意味でね、町のダム湖周辺整備事業の観光政策を見ると、思いがないんです。できたらこれうまく利用して、人を集めてやろうとかチャラチャラしてるんですよ。私はね、苦渋の選択をしたってダムを受け入れたでしょ。町長も苦渋の選択をしたんですよ。そしたらもっとね、ダムの犠牲になった人たちに思いをはせるような施設があったっていいじゃないですか。ないじゃないですか。メモリアルなんていったって。これから水を大切にしましょうなんていう思いを訪れた人に教育するような、学習するような場がありますか。ないんですよ。そういうことでは私はダムを利用しているだけだというふうに思います。以上です。

議長 これで田中邦利君の質問を終わります。お諮りをします。休憩を取りたいと思っておりますけれども御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 13時まで休憩としたいと思います。

休憩 午前11時40分

再開 午後1時00分

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。次に、1番今泉吉人君の質問を許します。

1今泉 1番今泉です。質問に先立ち、過日名倉地内で発生した民家火災で、お年寄りが2人亡くなってしまいました。心から謹んでお悔やみ申し上げます。

それでは件名で、改正道路交通法に伴う高齢者の移動手段を問う、について質問いたします。ここ数年、高齢者の車の運転でアクセルとブレーキを間違える大きな事故が多発しています。これらの事故を減らす目的で、今年3月12日から75歳以上の高齢者を対象とした、各種違反をした場合、認知症の検査が義務付けられます。その検査は30分位で簡単な項目、例えば「今日は何月何日何曜日ですか」「あなたの生年月日は」などと質問形式で検査が行われます。その結果認知症と認められる回答をした場合、今度はお医者さんで検査が行われ、もし、お医者さんから認知症の疑いがある診断を下されると、免許証の取消し、免許停止などの措置を公安委員会から発せられ処分の対象になります。高齢者とは、現在は65歳以上の方が対象になっていますが、これも近々改正され、65歳以上75歳未満が准高齢者、75歳以上が高齢者に改正されるようです。そこで、これら高齢者が不可抗力、うっかり運転をし、交通反則事案、信号無視、一時停止、はみ出し禁止など、18項目の違反をすると全てが認知症の検査の対象に該当します。また、交通事故でも認知症が疑われた事故も対象になります。もし、このようなことになると車も乗れなくなり、生活基盤が大幅に根底から崩れてしまいます。大都市は免許がなくても交通網が発達しており、生活と移動が困窮することがないと思われませんが、設楽町のように山間地域にあっては、公共交通の一日の本数が知れており、急用等で出掛ける場合、本当に困ると思います。現在の移動手段は、北設楽郡総合交通システム、おでかけ北設がありますが、足腰が悪い高齢者は、各バス停留所へ30分以上かけなければ行けない地区もあります。特に、名倉、清嶺、豊邦地区の一部などの住民数名から「役所、郵便局、金融機関、医者、買物等に行きたくてもバス停まで遠くて行けない」「バスの乗降口のステップが高くて乗りにくい」などと言っている住民もいます。福祉移送サービスの認定を受けている、要支援、要介護、身障者等の登録認定されている住民は、シルバー人材センター、タクシーなどで移動ができますが、これも遠出すると高額なお金を支払わなければなりません。国民年金等を貰っている高齢者は、その負担額で生活に支障を及ぼすことが懸念されます。今後、改正道路交通法の結果いかんでは、認知症と認められると免許を取り上げられる高齢者も増えると思いますので、福祉移送サービスを登録認定の対象にすることが望まれます。しかし、いざ、免許証を取り上げられた高齢者は、本当に車に乗らないか、ご家族の心配の種になると思います。設楽町が住民目線の要望を受け、住民の移動手段を確保する約束ができれば、高齢者の免許証返納者も大幅に増えることも予想されます。そこで、設楽町には、近隣自治体にもない、全国にも例がない、高齢者などが、安心、安全に設楽町内全域を安価な料金で移送サービスを受け入れられる、モデル地域に指定してもらい、設楽町民はもとより、移住者の方からも喜ばれる、設楽町に生まれ変わってくださることを期待します。現在、津具地区では、要支援、要介護

など関係なく、津具商工会が、同地区の移動手段を安価な料金で玄関まで送迎しています。このようなシステムを設楽町内全域に統一したい。検査を受けた高齢者夫婦一人が、認知症と認められ、免許証を失った場合、その人の移動手段並びに近隣の手助けも必要と思われませんが、事故などに遭遇すると親切も仇に繋がりがねません。また、公共交通等の稼働時間外に、急きょ、移動したい要件ができた場合の措置、深夜、急病等で帰りの足もなく、救急車を呼んだ場合、病院の医師の判断を委ねず、救急車が帰ってしまった場合の、当事者の足の確保は大事です。そこで質問ですが、改正道交法に伴い高齢者が運転免許を停止・取り消し・返納された時、その高齢者の移動手段がなくなるが、現在、津具地区では要支援、要介護にかかわらず津具商工会が地区内の移動に困難な方を玄関まで送迎しているシステムが整備されていて、高齢者を中心に大変感謝されています。このようなシステムを今後町全体に整備すべきと思うが、町のお考えをお聞きます。

先の町長の施政方針にもありましたが、「支え合いと助け合いによる安心福祉のまちづくり」にあるように、移動手段が困難な高齢者を近隣住民が親切に手助けをしている時に、事故等に遭遇することもあります。そのような時の町の対処方法をお聞きます。

移動困難な高齢者が、公共交通稼働時間外の深夜等に急きょ移動が必要な要件が発生した時の町のお考えをお聞きます。1回目の質問を終わります。

町民課長 高齢者の移動手段の整備についてお答えします。町では福祉有償運送を行っており、異動できる方は、介護の必要な方、障害のある方で、会員登録をしている方です。運行はシルバー人材センターが行っています。また、福祉有償運送と、同じ利用料で町内のタクシーも利用することができます。津具地区で運行されている、要介護や障害の方でなくても利用できる公共交通、空白地有償運送は、北設楽郡公共交通活性化協議会で運行方法や料金について認めていただき、運行しています。町全体で運行するためには実施地帯を定め、関係者間の協議を整え、協議会で協議のうえ認めていただく必要があります。実施地帯となる団体から申し出があれば町が協議について協力や支援をしていきますが、路線バスやタクシー事業者など、他の公共交通の存続も必要ですので、その調整が必要になると考えています。

近隣住民の手助け中の事故についてお答えします。人を同乗させて、自動車運転中の事故については運転者の責任となりますので、自動車損害賠償責任保険や任意保険で対応していただくこととなります。そのため事故について町としての対応はありません。しかし、交通安全は大事なことです。安全運転についての啓発に努めてまいります。

深夜等に急きょ移動が必要な時についてお答えします。急きょ移動が必要なことが、急病などであれば救急の119番の対応になります。救急でない場合は、福祉有償運送のシルバー人材センターの移送サービスが深夜は対応していませんが、タクシー事業者は、運行時間の制約はありませんので、事業者の御都合がよければ利用していただくことができると考えています。以上です。

1 今泉 今お答えいただきましたが、これからの時代は高齢者いっぱい増えますわね。そうした場合に足が1番大事な時になってきます。そういうことを先ほども言われたように町がしっかりそういう高齢者のこと、また高齢者にならない一般の方

でもそうだと思いますが、足が困った場合ですね、こういうことに対してなんとか町がそれに対して協力して、町全体、設楽町全体で足の確保をして、高齢者並びに一般の町民の方の、良い足になってくれるようにしてほしいと思いますが、いかがですか。

町民課長 津具地区で行っている有償運送の件を全体にというような御質問だと思うんですけど、津具地区で行っておりますものも、商工会という事業主体がありまして、そこが運行している。それを認めていただきました。それに対して町が助成をしておるということでありますので、そういう事業主体がありまして、それが認めていただければ、そういうものに対する町側の助成の制度はございます。

1 今泉 わかりました。それでは続いて質問します。

設楽警察署管内の交通死亡事故は、昨年2件、本年1件発生しているが、いずれも認知症絡みではありませんでした。しかし交通事故は多数発生しており、そのうち1件は認知症の疑いがある事故と聞いています。認知症の方が車の運転をするとあの悲惨な事故をおこしかねません。これらを防ぐには、安心、安全な住民の移送サービスが必要だと思います。町は、これらの移送手段の取り組みが皆無と思いますが、町のお考えをお聞きしたい。

町民課長 先ほど御質問の中にありましたように、認知症が疑われる運転手さんによる事故が多発していると。そういうことで道路交通法の改正もあると思っております。そういうことにつきまして、もし認知症を疑われる、それがもし介護認定に繋がるといことがあれば、介護の認定がある方につきましては、先ほどの移送サービスが利用できる方となりますので、そういうものを利用していただくという方法があると考えています。

1 今泉 例えば認知症の関係ですね、今、交通事故で免許とられちゃったと、免停になったとか。そういう場合に、町の方に移送関係ので登録すればそういう認定がもらえますか。

町民課長 道路交通法の方でも、医師が審査されます。で、介護の方でも審査されます。ですがそれは制度が違いますので、運転免許が取り消される状態が介護認定の状態と同じかどうかと言われると、そこは同じでない場合があります。ですのでそこに、いわゆる隙間と申しますか。そういう方ができるかできないか。これはまだこれからしか始まりませんのでわかりませんが、もしその取り消される状態が、認知症の要介護の状態に当たるのであれば、その後、介護認定申請をしていただければ、介護の状態となり、それは移送サービスの対象者になると考えています。

1 今泉 そんなことがないように、もしあった場合は、ちゃんと役場の方に申請して、そういう登録ができるようお願いしたいと思います。

続いて緊急ではありますが、救急車を呼ぶほどの怪我や病気ではないが、医者に行っても診てもらいたいが、その足の確保についてどのように考えているかお聞きしたい。

町民課長 先ほどお答えしたとおりでございますけども、急病であれば119番、救急をお願いしてください。それほどでもない、というご質問でございますので、その場合は、タクシーの利用ということになります。

1 今泉 タクシーの利用と言われても、深夜だとか発生した場合ですね、そういうときにタクシー利用して自分も行くと、要介護だとか要支援受けている人達だった

ら、距離だとかによって福祉の関係で安くなっているんですが、例えば一般の高齢者の方、そういう方が病院の方にタクシーで行かれると、お金が加算されますよね。そのお金の支援だとかそういうことはできないですか。

町民課長 移送サービスを利用していただけるような会員になっていただけるような状態の方につきましては、移送サービスというもので支援させていただいております。それ以外の方につきましては、そのサービスが利用できない状態でございますので、それは自己負担という考えであります。

1 今泉 わかりました。それでは3番目のまた再質問をします。沖駒、豊邦の住民、これらの人が隣接の稲武町だとか足助町に医者や買い物に、車だと20分くらいで行けますが、車や免許証がない住民は行きたくても行けない。町外への買い物等、その足の確保を町は支援することを考えているかお聞きしたいです。

町民課長 先ほどの移送サービスにつきましては、運行範囲が愛知県内及び浜松市内ですので、今おっしゃられるような町外への運行も可能です。

1 今泉 沖の平だとか駒ヶ原、それから豊邦の桑平地区の方ですがね、あっちの方はこの設楽町田口地内に、前にも同僚議員が言ったみたいに、町内の商店街使ってほしいということありましたね。けどあちらの方の方は、足助だとか稲武だとか、あっちの方が車で行くと近いんです。そういうこともあるもんで、設楽町の田口地内、例えば名倉津具でもそうだけど、買い物に行きたくても全てあっちの方へ行くっていう人が多いですね。だからそういう所のことについて、先ほども言いましたように、シルバーだとかそういう人のあっちの方に行く足で作るっていう方策はないですか。

町民課長 先ほど申し上げましたが、移送サービスにつきましては発車場所が設楽町内であれば、あと愛知県内、浜松市内行けますので、町内に限定されたものではございませんので、そういう御利用はできます。

1 今泉 わかりました。続いてですね、高齢者などの送迎車両を認めてもらえるなら、町管理の車両を使い、シルバー人材センターの有償車両運転の認定登録してある同会員が、玄関まで送迎するシステムができますが、この案について、町のお考えをお聞きしたいですが。

町民課長 現在のシルバー人材センターに委託してあります移送サービスはまさにそのとおりで、町から車をお貸しして運行していただいている。今言われたとおりの事業だと思っております。

1 今泉 わかりました。それでは続いて、福祉移送サービスは、片道5キロ以内なら500円でありますね、今。往復でも5キロに達しない場合があります。これを継続走行として500円ですべきと思いますが、町のお考えをお聞きしたい。

町民課長 おそらく継続してというのは往復されてという意味かと思いますが、片道初地点から着地点。それを1回と考えておりますので、それが5キロ未満であれば500円。それが2回であれば2回です。以上です。

1 今泉 ですから、1回迎えに行きますよね。迎えに行くと例えば2.5キロくらい。帰り2.5キロじゃなく2.4キロくらいで、1回は1回で500円ですよ。けどそのまま継続しておって帰ってくれば5キロ以内で行きますよね。家まで帰れますよね。そうした場合に、1回の5キロ以内で500円にならないかということをお聞きしているんです。

町民課長 それは発車地点から到着地点、それが1回ですので、今の質問はなりませ

ん。

1 今泉 ですからそういうのを何とか5キロ以内で継続的なもので1回にできないかということを知っているんです。

町民課長 現在要項でそれを定めておりますので、要項を改正しない限りはできません。

1 今泉 ならば要項を改正していただくようがんばってください。

町民課長 現在定めております要項は、福祉輸送運送の料金を定めるガイドラインに従いまして、通常の、他のタクシーとか、そういうもので輸送される金額の2分の1以内を原則に定めております。それを著しく安くするということはできかねますので、要項の改正をする考えはありません。

1 今泉 そうやってはっきり言われますと困りますね。まあいっぺんね、そういうことで町長さんを始め、何とかそういうことで5キロ以内でそういうふうなことができる方策をね、何とかやってほしいんですがいかがですか。

町民課長 町が行っている政策ではございますが、その根底にありますのが、福祉有償運送ですとか、公共交通空白地有償運送、そういう制度に基づいて、その指針に基づいて行っているものでございます。ですのでその指針を守ることは大事なことですし、それにもたれて、先ほど申し上げました交通の協議会、そこでお認めいただいております。ですので、その指針にもたれた決まり。それを協議会に諮ってお願いをするということですので、指針から大きく外れたものを協議会に認めていただくことは難しいと思っておりますし、現在はそれを認めてもらった制度で運用しております。

1 今泉 ならばそういうことで検討することもできないんですか。

町民課長 検討ということはできます。できますが、それはあくまでも現在ある指針ですとかそういうことに基づいて行うことでございますので、検討したから変えられるとかそういうことではないです。

1 今泉 わかりました。なかなか難しいようですね。

それでは、設楽町には、安価で玄関まで送迎できる福祉が充実し、車と運転手が確保してあることが現実になると、設楽町へ移住者も増えると思いますが、町の姿勢をお聞きしたいですが。

町民課長 津具地区で運行している空白地有償運送につきましては、特に制約はございません。登録をしていただいただけですので、そのようなものが、先ほど御指摘ありましたけどできないかと。そういうものができたとすれば、それは可能です。今におきましても津具地内では可能です。

1 今泉 わかりました。先ほど言われたみたいに、シルバー人材センター、それから設楽町にある2業者のタクシー業者さん、それから北設のバス、町営バス、いろいろありますが、何とかそういうので統一するようなことをして、町民の皆さんが、本当に設楽町はこういうことをやってくれたと。近隣に全くないいいことを考えてくれたというような方策はできないですか。

町民課長 有償で運送することにつきましては、それぞれに運営支局への登録ですとか、さまざまな手続きが必要です。先ほど言った協議会でのお認めいただくことも必要です。そういう手続きを経て、それができることであればやっていくことができますし、助成することもできますが、それがまず協議が整うとか、指針の中でできるとか、そういうものが前提で、まず町が料金をいただいて運行するに

ついて何でも自由にできるとか、そういう環境ではないと思っています。国の法律とか、指針とか、そういうものに基づいて行うことです。

1 今泉 現在ですね、お出かけ北設がありますよね。このバス、それから豊鉄バス、それから現在は町営バスがありますよね。私がこの間豊鉄バスの方に行って、町営バスと豊鉄バスを見てきました。で、乗り降り口ですね、あれが豊鉄バスがほしい 30 センチくらいある。町営バスが、稲武線のバスが、あれが特に高いんですわ。40 センチくらいある。他の小さいもうちょっとした町営バスは、乗り降りするとき自動で開きますよねドアが。そうすると下がずーっと出てきてスライドして、乗れるようなシステムになってるんですね。これを、町営バスの 40 センチもある高さだと、やっぱり足腰の悪い方、乗りにくいって言って、何とかならんかなって言うことを言っております。町営バス自体を、開閉口でなったときに、ちゃんとスライドして、降りれるようなシステムを作れないですか、いかがですか。

町民課長 バスにつきましてはですね、今ご指摘ございましたけども、町営バスはこの土地柄、4WDというような車両を多用しております。したがって床の高さが少し上がる。町場にあるような低床バスになかなかかなりにくいのが現状です。それからステップが出るというものもございますけれども、積雪のある時にはですね、それが巻き上がって凍結する。それが故障するというようなことが多々あります。そういうこともありまして、そういうものがないというような状態に今あります。

1 今泉 わかりました。そうすると、町営バスでもちゃんとしたスライドで簡単に乗れるようなシステムは、全く考えていないということですか。

町民課長 かつてそういうものがついてた車両もございましてけれども、先ほど申しました雪を巻き上げる、その雪がついて凍結する、故障する。そういうようなことが多発したのでやめたという経緯があると承知しております。

1 今泉 できたらやっぱりそういう足腰の悪いお年寄りの人たちが、バス停に行くまでに 30 分もかかって行って、挙げ句に今度バスへ乗る時にはもう全く、こんな高くて乗りにくいって言うようなことが耳に入っております。なんとかそれを考えてもらって、町営バスがこれから、もう今の段階でスライドするのを取り付けができないかわかんけど、例えば次に新しいバスにする場合は、ちゃんとそういうシステムでできるようにやってほしいです。新城の方では、ちゃんとバスが全部そうになっております。ちゃんとお年寄りが簡単に乗れるようになっております。そういう乗れるようなシステムを、なんとか町として考えてほしいと思いたすがいかがですか。

生活課長 そのためにですね、近くまで行く予約バスの制度がありますので、それを利用していただければいいかと思えます。

1 今泉 わかりました。予約バスあることは知っています。予約するバスがあるっていても、バス停がありますよね。バス停まで歩いてくる時間がかかる人もおります。お年寄りで。そこまで出てくる足で、下手すると 10 分 20 分も歩いてこないと予約バスのバス停まで来れない場合があるんですわ。予約バスを利用したくても、そこまで行くのは足腰が悪いから行けないよって言っているんです。そういうことを何とかする方法はないんですか。

町民課長 その際にご利用いただきたいのが福祉有償の移送サービスであります。

1 今泉 わかりました。そういうようなことでなんとか、私も設楽町におりますので、ずっと生まれてから 68 年もいますが、設楽町は本当にいいところだと思っております。だから、これから移住定住も増えると思います。先ほどもありましたように 5 世帯移住してくれる人があるんだったら。この移住してくれた人達も、そういう例えば足がなくなった場合ですね、ちゃんとしたシステムで、こういう設楽町はこういうふうにあるよっていうことになると、今度その人たちが、今度またよそに行って、向こうの自分の来た所の方に行って、設楽町に来るとこういういいところあるよと。そうすると自然にまたそういう移住定住が増えると思うんですよね。そういうことになると思います。どうですか。

町長 今、今泉議員がですね、いろいろ高齢者対策というか、この町に住んで見える、特に今いう、自分の足で移動ができない、またできにくい方々への行政としての配慮というものを決め細かくするべきだという御意見だというふうに思います。言われること十分承知しておる中でですね、具体的にやれる方法。今いろいろな移動の手段の方法も講じながら、皆さんが移動ができる体制を整えて進めておるわけですが、1つ1つ細かい部分についてですね、例えばバスのステップが高いですとか、そういう乗り降りすることも不便だというようなこともですね、やっぱり意見のなかで聞くなかで我々ができる範囲で、そういうことについては配慮もする必要があると思いますが、やはりそこだけを特化して、特別注文でバスを作るとか、そういうことによることですね、やはりいろいろな部分で財政的な部分ですとか、そういったところへの大きな波及も講じることを考えなければいけない部分があるわけですが、基本的には、今言うような足の確保ができていけるような体制維持っていうものは重点をおいてこれから取り組んでいく。そういうことはなんらサービス低下に繋がるというようなことが懸念される部分があるとするなら、そこもいろいろ聞き入れる中で対応していかなければいかんというふうには思っております。そういう中で今具体的な事例等をあげていただいておりますけれども、できるものとできない部分があるということも、一方ではあることもご承知していただきながらですね、我々やれる範囲の中でそうしたことをキチッと対応していかなければいかんということは、基本施政として考えておりますので、今後ともそういう意味で、地域の人達との理解も深めていただくなかで、やれる方向で、やれるべきことはやっていくということで考えてまいりたいと思っております。以上です。

1 今泉 いろいろありがとうございました。いままでいろいろなことをお聞きしましたが、あと 5 年もすると戦後のベビーブームが到来します。ここ設楽町も高齢者が大幅に増えると思います。それに先立って、移動手段で不便を期すると思われる、高齢者の立場になって、町長以下各行政課長さんらが、高齢者の足の確保を適切に対応し、高齢者に喜ばれる対策を真剣に考えてもらうことを願い、質問を終わらせていただきます。

議長 これで今泉吉人君の質問を終わります。

議長 次に、6 番高森陽一郎君の質問を許します。

6 高森 議長のお許しをいただきましたので、ただいまより質問させていただきます。私の質問は 1 点だけでございます。私立宝保育園改築工事に対する町の補助金決

定にいたる経緯、いきさつについてです。平成 28 年度予算書に計上されて、現に予算執行されていることではありますが、あえて質問いたします。私立宝保育園の全面改築の件で自己資金不足のため自力で園舎建築が困難なため、町として保育教育の安定を図るために全面的な財政支援をすることと決定したとの報告があり、2 億円超の補助金の執行が予定されているが本来ならば、町が園舎を新築して同法人に貸し出す方式を取った方が理解されやすいと考えられる。金融機関との協議や担保能力の査定、将来を見越した経営収支の悪化予想等を総合的に判断すると、私立として経営していくには大変な困難が予想される。あえて私立宝保育園として続投させていかなければならない理由は何か。その決定にいたるいきさつ、経緯が不明でわかりにくいのであらためて以下の諸点について質問いたします。1、公立保育園に較べて設楽町保育行政における私立宝保育園の位置づけはどうなっているのか。2、町の総合計画においてどう位置づけられているのか。町の後期総合計画、2010 年から 2016 年のページ 30 ページにいちおう記述があります。国の補助制度の動向を勘案し、社会福祉法人田口宝保育園へ田口宝保育園園舎改築工事費の一部補助を行いますとなっています。しかし出された議案書は 95 パーセントにのぼる一部ではなくて全部の支出となっています。この点に関しての答弁をお願いします。3、私立保育園に 212,800 千円予算計上されているが支出の根拠となった規則、条例はあるのかどうか。公共事業ではない民間保育所に記載する根拠は何か。この建物はどこの管轄になるのかについてです。4、昨年民間保育所措置費として 46,470 千円計上。今予算では民間保育所運営費補助金 10,060 千円となっているがこの違いは何か。5、2 億円超の公金支出の前に銀行等の融資に公的担保を与え、法人自らが借入計画のもとに改築計画を実施すべきであり、今回の補助金支出の根拠となった条例及び規則はどうなっているのかについてです。6、社会福祉法人の助成に関する条例が制定されているが、12 月定例会で同僚議員の質問に対して、貸付話も条件づけもしていないとあったが、この課長答弁は正確には補助金申請が担当課に出されなかったと理解すべきなのか。補助金の限度額の定めはあるのか。ないのかです。7、社会福祉法人が補助金あるいは借入金を申し込む際に必ず通さなければならない担当課はどこか。そして条例や規則はまだこの他にあるのかどうか。8、人口減による保育園の統合、トヨタ方式の通園バスによる一局集中方式を避けるためにも最初から園舎を町が建築し、条例にあるように貸し出し方式として独占的な指定管理者契約を同法人と締結し、将来的には町立保育園扱いする等の合法的な方策があったと思われるが、この融資話をどこが担当したのかについてです。9、起債する事業は必ず総合計画に盛り込まねばならなかったはずだが、総合計画が義務でなくなり規則によらずに多額の補助金の支出を決定したことは悪い前例となる。公私混同しない厳格な資金運用が公職にある者の最も大切にすべき倫理規範と考えるがどう考えているのか、町長の所信を問う。以上まとめまして、公共事業を行う手法で今回の宝保育園の園舎の改築を全面支援することと決定しているが、事業の 10 年先を見据えた対応を考えると、助成に対してもう少しキチンとした条件付けや融資計画の突き合わせをすべきではなかったかと思われる。園舎建設と運営は別に考えて、いつまでも私立保育園の職員が公立よりも低い身分保障で働いていると伝え聞くが、公私格差が埋まらないと思われる。したがってこれからは予算書等で論ずるのは公共事業だから、この改築事業から出される答は、そ

れが公共施設の貸し出しという形しかないと思われる。担保もとらず借入金もすすめず、ポンと新築園舎を2億数千万円で民間へ提供する行為はいかがなものでしょうか。以上第1回目の質問を終わります。

町民課長 まず保育行政における田口宝保育園の位置づけでございます。設楽町には公立3園と私立1園の保育園があり、町内4地区にそれぞれ1つの保育園があることから、公立私立合わせて町内の児童保育所になっています。2番目の町の総合計画位置づけです。総合計画の施策は、国の補助制度の動向を勘案し、社会福祉法人田口宝保育園へ、田口宝保育園園舎改築工事の一部補助を行いますとしています。3番目、補助金の根拠となった規則、条例です。設楽町社会福祉法人の助成に関する条例、同条例施行規則、設楽町補助金等規則、同要項です。4番目、28年度の民間保育所措置費と、29年度予算の民間保育所運営費、補助金の違いです。これにつきましては28年度の民間保育所措置費は、保育にかかる措置費と、公立保育園と同等の保育をするための費用を含んでいます。29年度は、措置費と補助金にわけ、補助金には園舎改築に伴う備品整備の補助金を含んでいます。5番目の補助金の根拠であった規則条例については先ほど申し上げたとおりです。6番目の社会福祉法人の助成に関する条例による貸付条件についてです。条例では補助金を支出する他に貸付金を支出することができることや、助成に必要と認める条件をつけることができることになっていますが、園舎改築についての町の助成としては、補助金の支出をすることにしました。限度額の定めはありません。また、補助金交付申請は補助金から町に提出されています。7番目の補助金借入金の担当課です。補助金は補助事業担当課が担当しますので、田口宝保育園園舎改築については町民課が担当します。8番目の園舎を町が建設し貸し出すことについてです。社会福祉法人田口宝保育園は、引き続き保育園を運営していく意思を持ち、園舎の改築を決意されましたので、町が園舎を建築することは考えられません。9番目の起債事業と総合計画についてです。起債にあたっては過疎債は、総合計画ではなく、過疎地域自立促進計画に載せることが必要ですので、過疎地域自立促進計画には、田口宝保育園改築として載っています。総合計画の策定義務が無くなったこととは関係がありませんし、総合計画は先ほどお答えしたとおり、田口宝保育園園舎改築補助が載っています。また、子ども子育て支援事業計画は、老朽化が進む町内保育所の園舎を順次、新改築計画に基づき整備していくとしており、田口宝保育園は28、29年度改築としています。以上のように町が田口宝保育園改築をそれぞれの計画にのせて、計画にしたがって事業を進めております。以上です。

6 高森 それじゃ順番に聞かせていただきます。設楽町には3つの公立保育園と1個の私立がありますが、私立に関していうと非常に公私格差があるっていう話は伝え聞いております。やはりあの、少なくとも公立的な扱いをする、そういうふうな園とてこれから宝保育園を守っていくには、やはり保育園が10年先20年先も、キチンとした公立に近い形の運営をしていくようなそういう身分保障が必要になると思うんですが、それに関して今後たとえば、平成30何年に生徒が現在の40何名から20何名に下がってきたときの、経営的な危機とかがあったときに公的な施設としてどういう対応なさるのかについてはビジョンはおありでしょうか。

町民課長 遠い将来のビジョンは、今持っておりません。

6 高森 宝保育園に、補助金投入したってことは、公立保育園としての地位を確保するためだと思うんですが、と同時にこれから先に出てくる運営的なそういう困難に関しても、設楽町としては責任を持たなければならないと思うんですが、生徒の人数、教育関係からみれば 10 年先まで全部、ほぼ間違いなく数が出てますので、その時に現在の単価でやっとなぶん運営できるその保育園が、将来的に行き詰まるってことは十分考えられますが、その時にに関していっさい町は関係ないとか、そういう立場で動かれるんでしょうか。それともあくまでも公立的なものだから公的な支援するとなれば、やはり宝保育園の身分ってものはある程度公的なものにしなければならないと、そういう、たとえば指定管理とかそういうふうなことも頭に入れた対応をしていかなければならないと思うんですが、そのへんはいかがでしょう。

町民課長 先ほど申しましたように、町内大きく 4 地区にわかれています。そこに 1 個ずつ保育園があります。その 1 つが私立保育園です。そういう形で町内全体の児童保育の一翼を担っていただいていると思っております。そういう意味で町内全体の児童保育を進めていくなかで、そこに対しての支援は必要ですし、現在もそれはしておると思っております。ただ長期、どんだけ減った時にどのような具体的なものは今は持ち合わせていません。そういうことを先ほどお答えいたしました。

6 高森 次まいります。さっき社会福祉法人の条例があったと聞いたんですが、社会福祉法人補助員に関する条例。私もそのコピーをとって見たんですが、実はたぶん施行細目かそういう規則があると思うんですが、常任規定がなくとにか大雑把な規定でした。その規定を適応する前に、たとえば宝保育園が今財務的にどのような状況なのかっていうことに対しての、そういう認識はどうでした。たとえば今のまま園舎改築の話出たのはどういう経緯からでしょうか。たとえば公共施設の耐震施設診断関係から出たのか。どういうことなのでしょう。そのへんの経緯をお願いします。

町民課長 耐震診断を行った結果、耐震性が不足しておる。危険であるということから保育の安全性を確保するために決断されたと思っております。

6 高森 その時には耐震、つまり改築しにやきやならんという話が出たと思うんですが、その話に関しては、私たちが聞いたところでは、20,000 千円ほどの自己資金があるっていう話でしたが、たとえば 20,000 千円で保育園の建物造るってなったら非常に法外な話ですので、そのとき宝保育園の方針としてはどういうことを話なさったんですか。補助金を決定する前に宝としてはどういうことをやりたい。実現したい。建物に関して、運営方針に関してどんなことを考えているかと、公的資金、それから民間資金を含めた導入の資金計画なんか話ございましたか。

町民課長 耐震性が不足しているので建て直したい。そこにつきましては園として用意できるお金があります。それを総合計画に載っておりますように、国の補助制度がございまして。そういうものを活用しながら、園が建てられるような補助制度を町として考えたということです。

6 高森 その話は町の方から出したんでしょうか。そういうふうな町に補助金制度があるから大いに利用しろとか。たとえば宝保育園の場所皆さん御存知ですが、山の上の非常に車が通れない不便な所に建っているんで、あそこに同じような規模のものを造るとやはりそれは非常に運営的に難しい。というのは、車に関しても

町の町有地の駐車場を利用する形になって、非常に利便性というかむしろ前よりもやりにくい形になっている気がするんですね。その時に新たにもし2億円を越えるような資金を投入するなら、むしろもう少し利便性のいい、誰もがアクセスできるっていうか、接近しやすく、入りやすいようなそういう場所にある程度そういう公営的なものを勘案した施設をやはり検討すべきだと思ったんですが、あそこの狭いところに無理やり2億円投入するっていう話は、宝の方がどうしてもこれはしなきゃならんから、やらせてくれって言ったものですか。それとも町としては公立保育園の位置づけしてるから、なんとかなるよっていうそういうような話だったんでしょうか。

町民課長 園舎を建て直すに当たっては法人の方でいろいろなことを検討された経緯がございます。今言われるような場所を変えるとかいろいろなことも検討されたと思っておりますが、現在の場所で建て替えるということを決断され、現在に至っております。

6 高森 おそらく法人の方も10年先20年先の生徒の数を検討しても、おそらくこれは経営できないなって判断されたと思いますけど、それに関して、たとえば公的な資金、補助金を導入する場合に最低このくらいの安全性とか利便性、あるいは園舎の快適性を考えて、やはり町としてもなんかそういうふうな今の所よりもむしろせつかく造るんなら何十年先も安全な、そういうふうな話し合いとか、提案はなかったんでしょうか。

町民課長 場所を移転するにつきましては、土地の確保が必要でございます。購入なり借入なりということが必要でございますので、それは法人のほうで行うこととなりますが、それができるかどうか。それと現在のところでやることと、比較検討された結果、現在の所に落ち着いたと思っております。

6 高森 もう1回繰り返しますが、平成28年29年、さっき予算書には津具地区の保育児17名、名倉18名、清嶺17、田口も10名となっております。これが2日ほど前名倉小学校行きましたら、名倉小学校生徒が28年41名ですけど、35年には24名と半減する。当然保育園の子も1桁になっちゃう。多分その流れでくると宝も24、25人くらいになる可能性がある。そうするともうここは10年後には経営困難に陥る。そういうところにもう立ち入ってるという可能性がする。そうするとこれは私立に任せると非常に気の毒なので、たとえばさっき言われたように町としては建物を建て替えて提供する話はないっていいますが、ちゃんと社会福祉法人の補助条例には、いろんな貸し出しがあるって話がちゃんと載っておりますのでそういう施設をポンと造って貸し出し。こういうのは別に法律違反じゃないから気楽にやれそうな気がするが、そういうことは全然なかったんでしょうか。

町民課長 法人として現在の場所で建物を建てるということがございますので、町がそれを助成するという立場で支援してまいりました。

6 高森 私は予算書の説明、その他聞いた時に、釈然としなかったわけですね。別に保育園建て直しはいいんですが、やっぱり民間は民間としての進むべき道があって、民間は民間の、いろんな資金計画とかそういうものをおして、最大限の努力をする。そのことによって足りない分を、補助金の話ありましたが、一部分の補助金を支給するというのが前提ですが、さっきも読みましたように、田口宝保育園園舎改築工事費の一部補助を行いますじゃなくて、これ全部となっております。

すので、これはこの条例に反するんじゃないかと思いますが、この支給はいかがでしょうか。

町民課長 全部ではなく一部です。90 パーセントは一部という解釈。100 パーセントが全部です。

6 高森 社会通念では5割を越えると過半数になって、9割越えるとほとんど全部っていうのですが、95 パーセントが全部に近い数字なのに全部じゃなくて一部ってというのは、これ言葉のあやだと思いますが、それなら最初から民間に関しては全部補助をすとか、そういうふうな条例にかえるべきじゃないですか。この条例は。そうじゃないと私読んだときに、ああ一部なら普通なら建築費の半分、まあだいたい補助金は半額だろうというあてがありますが、一部ならたぶん云々千万だろうって頭に入りますが、2億何千万が全部じゃないって言われると非常に数字としては納得できないんですが、それでも一部なんですか。もう一回確認をお願いします。

町民課長 全部と申しました場合は自己負担がなく、100 パーセントのものを指すと思っております。今回の場合は一部にあたると思っております。

6 高森 先走る保育行政をしっかりと支える。そういうためには園舎はやむを得ないんですが、もう少し自助努力といいますか、あそこの場所で造ると、そういう決定的なさったなら、設楽町にはダムマネーがたくさんあって、銀行に腐るくらいお金を貯めている方がおるので、少なくともそういう方々から、名誉会員とかそういう形で、基金募って少なくとも1億円くらいは金集めて、あとの1億円は全部じゃない一部だってこれは言えると思うんですが、本当にそういう血の出るような努力なさったかっていうことが非常に伝わってこないですね。やはり補助金を受ける場合はこれは国税ですので、国民の大事なお金ですので、100万円でも1円でも大事にしにゃきゃならん。そういう意味では簡単に2億1千万円は一部だなんて、そういう数字のマジックみたいなことをなさるのは非常に心外だと思います。やっぱりもうちょっと法人の本当の、これからの未来を見据えた葛藤のために鉢巻きをしっかりと締めて、自分たちのこの社会福祉法人を守るっていう気合いが全然伝わってなくて、なんか誰かが勝手に「おお、いいよ。補助金ならあるで使いや」って感じでパンと出たような印象があります。その印象はどうですか。おたくは持ちませんか。お持ちになっていませんか。

町民課長 先ほどから努力ということか公私格差という言葉が出てまいります。町から保育園にお渡しするお金は保育単価に基づき、保育の先ほどいわれた措置費というなかからお出しします。そこから建設費を捻出するということは、保育のほうに影響してまいります。したがって先ほどから公私格差という言葉言われますけども、公私格差をもっと助長するような結果になると思っております。ですから保育園で手が出せる部分があれば、それに対して国が来る分がある。それ以外の部分は町から助成させていただく。そういうことに今回の補助をしております。

6 高森 宝保育園さんは戦後の学童疎開から、お寺で子どもさん預かったから始めておられるようですが、戦後70年越えて戦後もあったってことである程度認識なされて、ここらでこの設楽町で、4つも5つも保育園の運営は大変なことです。そういう意味ではやっぱりもう少し町の方も安易に補助金を出すようじゃなくて、お前どうするだ、もう建物自体が不可能なので、なんか無理やり延ばすことも気の毒な気がします。できんところはできん。できるところはできるの線引きを

して、ここまで金集めたらここの公立に、要するに公的な補助金が出せるとか、あるいはそういうふうな話し合いをキチツとなさっておかないと、何か悪けりゃ町が助けてくれるからいいわって、そういうふうな安易に流れちゃいかんと思いますので、そのへんの経営者側の意思はどうですか。永続的にそういう保育行政をなさるとかそういう腹づもりなのかどうでしょうか、そこは。

町長 この宝保育園の建設に際しての町の考え方。この高額な助成をするという町としての考え方をですね、私の方からキチツとお伝えをしておきたいなあというふうには思います。高森議員がおっしゃられるにはですね、その建設事業費のうちの90パーセント近くも高額な助成をするということはいかがなものかと。そういう視点で、いろいろそういう疑問も持たれているなかで、そういう質問をされてみえるというふうに私も認識するところなんですけど、一部がどうだとか、全部だとかってということも然りなんですけど、そもそもですね、おっしゃられるように田口宝保育園というのは、もともと私という形で福田寺の住職さんが当時70有余年前に遡るわけですが、その時代からこの地域の子どもたちを、個人の力っていうか個人の思いで皆を地域の子どもさんたちの育成、保護、またそういう保育に対して、ずっと民意の力で今までやってきていただいたわけです。本来であればですね、そういう方がおみえにならない。またそういうものが存在しないということであれば、当然のことながら行政がこれはやってしかるべきで、当然やるべき事業なわけです。ところが田口の場合は、そういう経緯の中で、民意の力をもって、そういう子どもの保育にあたっていただけた。そういう施設が存在したということ以来70有余年、公共というか、当時の田口町から、今の現在に至るまでのこの間において、公共事業としてやらなくても民意でやれたという、そういう逆に行政に言えばですね、ありがたいそういう施設があったという。まずその存在価値というのはあったということを行政としても認めていかなきゃいかんと思うんです。そういうなかであって、オール設楽町を見渡したときに、田口以外の所、清嶺地区、名倉地区、津具地区、それはやはり公共でもって、保育というものに視点をおいて、当然のことながら公共施設として、これを建設し、管理し、運営していく。そして子どもの保育にあたっていくという、そういう責務の中で進めてきておるわけです。オール町で考えたときに、田口はたまたまといっているかどうかですが、田口宝保育園という私立の施設が存在していたがゆえにですね、先ほど申し上げたように町の出資をしなくても、今までそういう子どもの保育に対しては維持確保ができてきた。そのことに対してですね、今度この時点をもって宝保育園を建設し直さなきゃいかんというときに、果たして町の立場としていままでこういう経過をずっと振り返ったときに、町としてどういう形でもってこの保育施設を運営していくか。そのための行政としての役割というのはどこにあるのかというものを、もう一度原点に戻って、ある姿っていうものを考えなきゃいかんと思う。そういう中で、今回、設楽町が建設費の多額な補助金を交付するということは今申し上げたような背景のなかであって当然のことながら、こうした公共事業としてやるべきことを、今まで私の力でやってこれたということの意味も含めてですね、町としては今までそれだけの負担にお金に代えられない、またお金にしたらものすごいお金が今までかかっておったというふうに思うんです。それと同時にですね、私立である田口宝保育園が、営利目的で運営しておったかというところではない。けして皆の保育料を吸い上げて、それ

を建設費の一部で基金に積み立てて、然るべきときにはその基金でもって宝保育園を建設しなそうというところまでの余力がある状況の中で保育料等の制度を勘案して運営してきたわけじゃなかったんです。そこはやはりオール設楽町の保育料とバランスがとれる、そういう条件のなかで運営をされてきた。したがってそういうことをトータル的にいうと、余剰金というか、私であるが故に、将来に向けた建設資金というものを貯め込んで、それを持って運営するほどの力はなかったというふうに思っています。そういうことよりも、保育料を低減化、またはバランスのいい町内一律。同じ保育料の中で運用してきたという事実を運営したために、建設に携わるための準備金というか蓄えはそれほどはできなかった。そういうことも理解をしなければいけない。そういうことをトータル的に町が考えたときに町としてできうることは、この新しく建設するさいには、公共としてやるべき、また本来、私としてなかった場合には、当然のことながら公共として町がこれを建設して担っていかなきゃならんというのが当然のことだというふうに、そういうことをトータル的に考えたときに、今回私で、私立で宝保育園を建て直すということであるんなら、今おかれた町の立場としてできうる限りのそういう補助を設けてでもこれが確立し、また今後継続して運営ができていける、そういう態勢を整えるべきだというふうに町としての判断をしたところです。そういうことをトータル的に考えたうえの、今回の助成制度の判断ですので、どうかご理解をいただければというふうに思っています。以上です。

6 高森 熱のこもった答弁ありがとうございます。私も同じ立場なんです。ですからたとえば今回のこの改築に関しては、やはり町としてそういう保育園の功労者として価値を認められるんなら、たとえば町有地の宝に近いような所をどんと提供して、そこに園舎を提供して、なおかつ独占的に指定管理を結ぶ形で永続的に宝保育園を、建物もお金も心配しないで保育だけやってればいいんですというかたちのやり方もできたかと思うんですけど、そういうふうな説得なんかはできなかったんですか。

町長 そういう代替的な今のあるあその場所でなくてですね、もう少し、もう少しというか駐車場の管理できたところだとか、坂道を上がらなくても平らなところを確保できてそこで建設したらどうでしょうかとか、いろいろそういう提案を申し上げたりしながらですね、意思確認をしてみたわけです。そういうことをトータル的に相談を申し上げるなかで、保育園を運営してみえる理事の皆さん方ですか、父兄の皆さん、また当事者である今まで保育園管理運営してきた当事者の皆さんですか、そうした方々の総括的な意見を聞き入れる中で最終的に今の所で継続して運営をしていきたいんだという、そういう強い思い入れがありましたので、町としてもいろいろ提案を申し上げましたけれども、最終的には皆さん方の意見を尊重して、今の所へ建設ということで、町は助成はしてまいりますというふうに至ったわけです。

6 高森 私としては本当は広い所でのんびりと保育してほしい。要するに昔の児童館へ親御さん通っていますけど、途中で行き違いしたりするけども、非常に優雅に皆さん通える。ところが宝保育園の入口は前の役場の前で、すごい交通機関がガチャガチャして危ない。実は家の娘もこの前あそこで事故起こしまして大変な思いをしたんですが、そういうやっぱり交通に関してはちょっと問題のある所に大事な子どもの出入口を作るっていうのは非常に難しいと思うので、できれば今回

この新築に関してはあらためて別天地で新しい業をしてほしいという願いもありましたので、なんかいつのまにかこうして補助金がおりてGOになってしまったこととして、私町民として非常に辛い思いがありますので、子どもは大事、設楽町の未来を守るためにもいいところに本当は造ってほしいというのが、私の思いでした。町長最後に一言お願いします。

町長 いろいろ理想的な建て替え計画。理想的というのは場所の問題ですとか、それから建築費の問題、それから将来運営していく、そういう状況をいろいろ勘案するなかで、今、高森議員がご指摘していただいたことも含めてですね、我々も当然考えなきゃいかんことでもありますし、考えたなかです。やっぱり用地1つとってもですね、確保するっていうことは場所の問題ですとか、それに係る経費ですとか、そういったものというのを誰が支出して誰が造成がして誰がそういった土地を提供するのか。そういったこともトータル的に考えたときに、やはりいろいろな課題、お金の部分もある。そういうことも含めるなかで、今ある現有地のところが理想だという、理想というか、いろいろ今いう課題はありますけども、そこがどうしてもそこで運営していきたいんだという、今まで運営を携わった理事者の方、経営者の方も1つの想いで強くもってみえたので、いろいろ課題はあると思いますよ。理想なところをもっと場所的にできて、有地ができて、場所も安易に確保できれば、そういうことも含めて、どうだろうということも一生懸命考えるなかです、今のような状況に至ったということでもありますので、これは100パーセント理想どおりだとは申しませんが、やはりいろいろなことを勘案しながら、今の状況に至ったということですから、御理解していただければというふうに思います。

6 高森 新しい園舎で営業始めるんですが、宝は未満児を受け入れています。未満児というのは大変手間がかかります。それだけでも1人人がいるようなそういう状況なので、そういう未満児対策に対して、措置費の上乗せするとか、あとそれから民間の方が職員さんの給料が安いという話を聞いたりするので、そのへんのキチツとしたお手当をして宝もというかたちでいっていただくとありがたいと思います。そのへんちょっと一言確約をお願いできませんか。

町長 そういう職員対応ですとか、管理運営する部分についてはやっぱり私立という立場であるが故にですね、我々は公設でやっているところの保育条件。いろいろそういう条件を管理しながら、私立である宝保育園さんですね、そういったことを踏まえながら運営規定ですとか運用方法を講じられていくというふうに思っております。私どもでこうします、っていうことではないというふうに、立場が違うと思っておりますので、そうは申しませんが、同じ町の中の保育施設ですので、そういったことのバランスをみながら、健全な運営ができていけるように成されていくというふうに認識をしております。

6 高森 答弁ありがとうございました。期待をしています。以上で終わります。

議長 これで高森陽一郎君の質問を終わります。お諮りをします。休憩を取りたいと思いましたが御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 14時30分まで休憩としたいと思います。

休憩 午後2時20分

再開 午後2時30分

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。次に2番河野清君の質問を許します。

2河野 2番河野、質問させていただきます。町内民家火災と焼死という出来事について質問いたします。質問に先立ちまして、去る3月4日、町内において民家火災があり、御夫婦お二人がお亡くなりになりました。ここにお悔やみとご冥福をお祈り申し上げます。

さて質問であります、4日の深夜、1時半過ぎた頃でした。津具分遣所の消防車のサイレンと鐘が鳴り渡りまして目が覚めました。津具地内で火災発生かと耳をすませておりますと、やがて屋外防災無線の緊急放送があり、名倉地区で民家火災発生。名倉分団は出動してくださいとの放送がありました。津具地区の火災ではなく、津具分団の出動もないことを確認して、また眠りについたのであります。そして翌日の朝の朝刊で、設楽で民家全焼、2遺体、住民81歳夫婦か、の見出しの記事に驚きました。お二人は共に身体が不自由で、逃げ遅れたのかと。町内民家火災で死者が出たことは久しくなかったことで、これはまずは現場へと出かけました。お宅は野中の一軒家といった感じで、隣家も遠くて、火災発生に気づくのも遅れたようで、第一通報もたまたま国道を通っていた、通りがかった車の運転手からであったと聞いております。このような痛ましい出来事が、町内で再びおきないように、今後のため、その対策のためにも以下の点について質問いたします。1. 出火原因と死因について把握していますか。消防警察が調べているとは思いますが、現時点でわかっているならば教えていただきたい。2. このお宅の住宅用火災警報機の設置状況はどうであったのか、大変関心があります。そのへんについても教えてください。3. 御夫婦は、共に身体が不自由であったようですが、町として、これまでどのような支援態勢をとっておられたかお知らせください。4. 設楽町は今後ますます高齢者世帯、独居世帯が増えていくと考えますが、こうした要支援援護世帯の現状、数、実態を町は把握しているのかお答え願いたい。5. このような不幸を未然に防ぐために、施策を考えておられるか。1番で質問したように出火原因の把握とその予防の町民への共有化を図ることは、再発防止に重用だと思えます。6. こうした弱者世帯、要援護世帯の把握と訪問調査、防災指導などを行っていく考えはないか。こうした世帯は個別それぞれに事情が違うでしょうから、一律には断じられない訳で、それはデスクワークだけではなかなか把握できないでしょう。ここは、そういった対象世帯について、フィールドワークが必要になると思いますが、いかがでしょうか。

今回の不幸な出来事から、我々行政が学ぶべき点が多々あると思いますがいかがでしょうか。以上1回目の質問とさせていただきます。

総務課長 それでは御質問についてであります、まず総務課の方から1点目と2点目、それと5点目について答弁させていただいて、その他の項目については、高齢者福祉全般を司る町民課の方からお答えします。

まず今回の民家火災の概要を申し上げますと、議員が申されたとおり、3月4日未明、川向字タラノ木地内において、木材平屋建て住宅1棟及び倉庫が全焼し、2名の方の尊い命が失われるという大変痛ましい建物火災であります。御質問の1点目の出火原因と死因についてであります、建物の燃え方及び御遺体の損傷が激しく、現在設楽警察署及び新城市消防本部で調査中であり、原因究明にはまだ時間を要する見込みであります。なお死因については、個人のプライバシー、尊厳の問題もありますので、また死因調査は、警察の専権事項でありますので、

町としては把握したり答弁する立場ではございませんので、御理解をお願いしたいと思います。

2点目の被災宅における家庭用火災報知器の設置状況につきましては、新城市消防本部が、平成22年、26年度に無作為による抽出調査を実施されました。その際、今回の被災家屋はこの調査対象に抽出されませんでしたので、設置状況については不明であります。なお、この被災宅が所在する名倉の南区の平成23年度地域づくり事業におきましては、行政区全体で住宅用火災警報機の設置に取り組み、各個へ配布したとされていますが、被災宅のどこに、いくつ設置されたかについては確認ができていません。議員の申される住宅用火災警報器、いわゆる住警器は、煙や熱を素早く感知し、火や煙からの逃げ遅れを防ぐための警報器でありまして、消防法の改正に基づき、就寝に使用する部屋がある全ての建物について、平成20年6月1日から、3年間のうちに、各家庭において、寝室、階段や台所に設置することが義務付けられています。町としましても、その法改正を受け、広報誌及び防災行政無線で、設置について周知してまいりましたが、現時点においては町内全戸の設置状況は把握できていません。

5点目の未然に防ぐ為の施策と防災指導ちょっと絡みますので、お答えしますが、火災を防ぐための施策についてであります。今までも火災が発生したり、発生する恐れのある乾燥気象等の際、広報誌や防災行政無線を通して、防火啓発を行ってありますが、今後はこのようなことを教訓に、さらに火事をおこさない、発生時の対応、火災警報機の設置等、日頃から一人ひとりが日常生活の中で防火意識がいっそう高まり、取り組めますよう、注意喚起の啓発チラシの全戸配布を始め、全国火災予防運動や、イベント等での啓発活動など、住宅防火対策の推進、それにあわせまして、昨今、町内各地で多発しています枯れ草火災の予防も含めて、啓発に努めてまいりたいと考えています。また、新城市消防署設楽分所とともに、先ほど申し上げられましたような弱者、要援護者の高齢者世帯への個別訪問についても、今後計画していきたいと考えています。以上です。

町民課長 では、御夫婦への支援についてお答えします。御質問のご夫婦の支援の内容については申し上げることは差し控えたいと思います。次に高齢者世帯数、独居世帯数を把握しているかについてお答えします。平成28年4月現在で、高齢者世帯、夫婦世帯数は572世帯。高齢者独居世帯は471世帯です。弱者世帯の訪問調査についてです。要援護者については台帳を作り、民生委員さん、区長さん方にお配りし、支援の必要のある方であることをお知らせし、必要な支援をお願いしております。以上です。

2河野 1番について、まだ消防及び警察の調査が継続中でまだわかっていないということ。また死因については公表しないということなのですが、出火原因というのはやはり共有化することによって、これからの設楽町の火災予防のためにも重要なことですので、わかればできるだけ公表して、注意喚起のために使っていただきたいと思います。それについてはよろしいでしょうか。

総務課長 先ほど申しましたように、死因については立場でありませぬので差し控えますが、出火原因については、やはり議員おっしゃられるとおりこれからの防火啓発、二度とおこさないというためにも、出火原因については消防署で勉強して、情報の方を収集してまいります。その内容についてこういう場でお答えすることがあればまたその節に考えさせていただきます。

2 河野 ぜひそのようにして共有化をはかり今後に生かしていただきたいと思います。

次 2 番について、火災警報器の設置はされていたのかどうか、現在はわからないということですが、やはり、これがあればかなり火災が発生したとしても早期に気がついて、何か命を救う手立てが生まれるかもしれませんので、重要なことだと思います。私事ですが、自宅に台所と 2 階に上がる階段の上に設置しておりますが、やはりこれは早期発見と通報のためにも今後必要だと思いますので、そのような全戸に設置されるような、小さな町でありますから、そういう手立ても今後考えて、啓発なりそういう機会を設けていただきたい。値段もそんなに高いものではありませんので、これは全戸に設置するというような、これは法律的に義務付けされていると今解釈しておるんですが、その点についてよろしく。

総務課長 設置については消防法の方で義務付けられています。設置は現在全ての把握はできていませんが、機能的には非常に有効な機器だというふうに認識していますので、防火意識を高めてもらうためにも、できるだけ早くですね、町民の皆さんに注意喚起のチラシの方を配っていききたいと、先ほど申したとおりであります。

2 河野 次に 3 番目のお二人とも不自由な身体であったということで、町として支援態勢はどのようなことをということでありましたが、特になかったということではなかったですかね。

町民課長 ないのではなく、御不自由という、それは新聞報道と思いますが、そういう報道がございましたが、その支援の内容をお答えすることはその方の、たとえば障害ですとかそういうものがあつたとかなかったとかそういうことに繋がりますので、こういうところでお答えは控えさせていただきます。そういうお答えです。

2 河野 個人情報ということで、公表はできないけども、それなりのことはしていたというふうに出ておりました。ただこういう、今要支援のお宅の数を述べていただいたんですけども、こういうことはまずは把握されて、どういうことがこの家庭には、支援指導なりが必要かということが、今後の対策に繋がっていきますので、有効にその情報を町としては持っているわけですから、活用して生かしていただきたいということです。その点具体的に御意見いただけますか。

町民課長 先ほどお答えしましたが、区長さんですとか民生員さん、それぞれそういうお立場の方にお知らせし、それをお願いしております。

2 河野 もちろんその区長さんなり現在の民生委員さんの活動は必要だと思いますが、これらの要支援家庭というのは 1 件 1 件やっぱり違うと思うんですね。一律ではない。そういうときには、やはり直接そういう御家庭に伺って実状を把握し、そして有効なる助言なり、こうした方がいいとかいろいろそういう相談にもこのということとは有効だと思いますが、そういった区長さん、民生委員さんにやっていただいていますっていうだけではない、担当課としての考え方はないでしょうか。

町民課長 先ほどお答えした、世帯数合計 1,000 世帯以上ございます。町内の約半数分の世帯になるかと思いますが、そういう方々に役場がそのまま出向いて何かするということは、なかなか難しいと思っています。ですのでそういうお近くにみえる方々をお願いしているところではございます。

2 河野 なかなか難しいと、役場としては動けないということではありますが、設楽町のような小規模の人口の少ないところでそういうきめ細かな行政が、できないというふうにも言ってしまっているのかなと。もちろんその区長さんなり民生委員さんにも手伝っていただきながらだとは思いますが、積極的な、二度とこういうことがおきないために、そういう対象の御家庭をフィールドワークするというようなことはできないですか。

町民課長 まず私どもがお願いしている区長さん、民生委員さん、そこに全てお願いしているわけではございません。まず順番があると思えますけども、まずお近くの方でできることをしていただきます。それから、なんらかな公的支援に繋げていくようなものがあれば、それは役所の方に伝えていただく。そういうところからできる支援をしていくということで、先ほど役場の職員でできにくいと申しましたのは、全部を私どもがあたるとかそういうことではなく、まずそういうところからいろいろな情報をあげていただけたらと思っていますので、そういうものには適切に対応していくというそういう考えでございます。

2 河野 そのためにも、そうであったとしても、担当課が積極的に動いて、民生委員なり、こういう調査を今後行っていただきたいというような働きかけは、考えているということでしょうか。

町民課長 ついさきほど民生委員さん交替されましたけども、その中でも民生委員さんにこういうことをお願いしたいと、そういうことを伝え、民生委員さん同士でも、前の方からの引き継ぎとかそういうことをされながら活動されております。

2 河野 地域の方の助け合いも必要なんですけども、それも人それぞれでどこもかしこもうまく住民同士の助け合いができていのかどうかはわかりませんので、それはそういう地域がしっかりできているところはもちろんそうでしょうが、そうではない孤立したような家庭だってあるわけでしょうし、今回のお宅も同じ組といっても、一軒家ということで、すぐに隣の方がとんでくるという状態のお住まいではなかったわけですから、いろいろ個別に事情が違ふと思えますので、やはり今後のためにも、今までどおりということではなくて、やはりそれを生かしていただいて、次のこういう不幸な事態がおきないように生かすような取り組みをしていただきたい。

それから6番目になるんですけども、こうした弱者世帯、要援護世帯の把握と訪問調査、防災指導をやはりやっていただきたいと、今後計画されるっていうふうに先ほど総務課長さん言われましたので、それについてフィールドワークに取り組むということをお答え願いたい。

総務課長 先ほど消防署とですね、連携して要援護者の高齢者世帯の個別訪問をこれから検討してくというか計画していくと答えましたけど、やはり先ほど町民課長も言いましたようにかなりの人数がいますので、集中して一気にやるというのは多分不可能だと思います。ですから要援護者においてもですね、台帳に登録されている方もいろいろ状態が違いますので、そういう台帳の中である程度優先順位についていうか、今言われたように場所の問題もありますので、そういうことをみてですね、順次実施していくように具体的な計画を今後考えていくということで答弁させていただきますのでご理解のほどよろしく願います。

2 河野 ちょっと調べたんですが、日本全国で火災は毎年 43,000 件ほど。1日にして120件の発生ということですよ。死者は1,600人。そのうち住宅火災は1,000人。

そして、その 65 歳以上が 7 割ということでもあります。そして就寝中の火災死亡は、多いということでありました。やはり高齢者がその火災の被害者っていうか、になっていることがはっきりしています。そうであれば、ますます設楽町としてはこういった事案が懸念されますので、もう二度と設楽町から火災で焼け死んだなんてことがおきないように、そのためにできることはしていきたい。で、具体的な行動に踏み出していきたいと思います。そしてこれは火災だけではなくて、防災全般に関わってくることであり、災害に対する弱者っていうのは高齢者であったり障害者であったりするわけですから、これは火事だけではなくて全般的なこととしても捉えて取り組んでいきたいと思いますが、最後に町長の御決意をお聞かせください。

町長 もちろんこうして痛ましい火災にあわないようにですね、日頃から注意喚起を促すということ、そしてまあ特に設楽町高齢者世帯が多いという中で、こういう災害に直面しないような環境作りというか日頃からですね、高齢者であるから、いろいろ行動範囲ですとか敏速に逃げることができないとか、いろいろそういうような心配懸念がされる状況というのが多い環境にもあるかなということも認識をするなかです。やはりお互いにそういったことを、火災または防災等について、一長一短、そういうことの被害や、まずは発生しないように意識を高めて、日頃から注意を促していくということに重点的な行政としての指導をしなきゃいかんだろうと。それと、やはり地域に住む方々みんなでお互いに助け合うというかお互いに目を向け合う。そして状況判断して、普段からそういうことのないようなことをお互いに意識を高めながら生活を送らせていく。そんな地域コミュニティというものも確立して作っていかなくちゃいかんのかなあというふうにも思います。そういったことを促すためにも、行政として普段から町民の皆さん方に防火防災の関しても意識を高めるための情報発信というか促し、こうしたことも必要だということで、特にこうした事案が発生したからというわけではありませんけども、二度と痛ましいことがおきないようにですね。みんなで注意を促しましょうという働きかけをしていきたいというふうに思っております。

2 河野 今の心強い答弁ありがとうございます。それと今回感じたのは、防災無線で緊急放送をされるので、我々は普段知るわけですけども、そういう事案を。今回の場合は先にもうすでに消防車の出動があって、津具地内を走る鐘のサイレンに目が覚めて、それからしばらくして防災無線で緊急放送ということだったんですよ。ですから新城消防分遣所の存在というのは大きなと、常駐で 24 時間態勢で出動が維持されているということは大変地域にとって心強い。初期出動としては、やはりあれはありがたいものだとことを痛感しました。どうしても消防団による出動という、それよりもかなり遅れるということはあると思いますが、やはり両方の両輪。分遣所の存在と、消防団の活動。この両輪を今後も維持していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

町長 我々もですね、今ある組織体制。特に新城消防署の設楽町管内にあるそういった専門的な組織。消防署ですね。そこがですね、これからも継続運営ができていけるように、新城消防署、新城市さんの方へも我々の気持ちも伝えながら、また定期的にこういったことへの合同会議がございまして、そういったおりにこうした体制を維持していけるように、また継続ができていけるように、町としても働きかけをして継続をしていけるように、これを進めていきたいというふうに

思っております。以上です。

2 河野 ありがとうございます。今回の不幸な事案を二度とこのようなことがおきないような形に繋げていっていただきたいと思います。これで質問終わります。

議長 これでは河野清君の質問を終わります。

議長 以上で、本日の日程は、すべて終了しました。本日は、これで散会とします。お疲れ様でした。

散会 午後 3 時 06 分